

## 第8回 下松地域の県管理河川における 大規模氾濫に関する減災対策協議会

### 議事次第

- (1) 規約・流域治水部会設置要綱の改正
- (2) 取組の進捗状況
- (3) 「地域の取組方針」の見直し
- (4) 流域治水の取組

#### 配布資料

- |                 |        |
|-----------------|--------|
| ・規約             | ・・・資料1 |
| ・流域治水部会設置要綱(案)  | ・・・資料2 |
| ・地域の取組方針(案)     | ・・・資料3 |
| ・協議会資料          | ・・・資料4 |
| ・減災に係る取組の進捗状況   | ・・・資料5 |
| ・地域の取組方針(見え消し版) | ・・・資料6 |

## 下松地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約

## (名 称)

第1条 本会の名称は、下松地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会（以下「協議会」という。）とする。

## (設 置)

第2条 協議会は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として設置する。

## (目 的)

第3条 協議会は、下松市内の県管理河川における局所的な集中豪雨や堤防決壊等による大規模な浸水被害に備え、下松市、下関地方気象台及び山口県が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

## (協議会の対象河川)

第4条 協議会は、切戸川、平田川、末武川、その他下松市内の県管理河川を対象とする。

## (協議会)

第5条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会は、前項によるもののほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）に出席を要請し、意見を求めることができる。

## (協議会の実施事項)

第6条 協議会は第3条の目的を遂行するため、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- (2) 円滑かつ迅速な避難のための取組、的確な水防活動のための取組、氾濫水の排水施設運用等に関する取組に対して各構成員が取り組む事項を「地域の取組方針」として作成する。
- (3) 「地域の取組方針」のフォローアップ
- (4) その他大規模氾濫に対する減災対策に必要な事項

## (幹事会)

第7条 協議会の円滑な運営を行うため、幹事会を設ける。

- 2 幹事会は別表2の職にある者をもって構成する。ただし、必要に応じて幹事を追加することができる。
- 3 幹事会は、前項によるもののほか、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）に出席を要請し、意見を求めることができる。

(幹事会の実施事項)

第8条 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うこととし、結果を協議会へ報告する。

(部会の設置)

第9条 協議会は、第3条の目的を達成するために協議・検討が必要な事項ごとに部会を設置することができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

(会議の公開)

第10条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とする。

(協議会資料等の公表)

第11条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第12条 協議会及び幹事会の事務処理を行うため、山口県土木建築部河川課に事務局を置く。

2 事務局は、必要に応じて各構成員の担当者を参集し担当者会議を開催することができる。

(規約の改正)

第13条 本規約の改正は、協議会の決議を得なければならない。

(雑則)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附 則)

本規約は、平成29年5月17日から施行する。

一部改正、平成30年2月6日

一部改正、令和元年年5月29日

一部改正、令和3年6月15日

下松地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会委員

- (委員) 下松市長  
気象庁 福岡管区气象台 下関地方气象台長  
山口県 総務部 理事 (危機管理担当)  
〃 土木建築部 周南土木建築事務所長

下松地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会幹事

- (幹 事) 下松市 防災危機管理課長  
〃 長寿社会課長  
〃 農林水産課長  
〃 土木課長  
〃 上下水道局 下水道課長  
〃 上下水道局 浄水課長  
〃 教育委員会 学校教育課長  
気象庁 福岡管区气象台 下関地方气象台 防災管理官  
山口県 総務部 防災危機管理課長  
〃 土木建築部 河川課長  
〃 〃 周南土木建築事務所 次長

下松地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会  
流域治水部会 設置要綱 (案)

(設置)

第1条 「下松地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会」(以下、「協議会」という。)規約第9条の規定に基づき、「流域治水部会」(以下、「部会」という。)を置く。

(目的)

第2条 近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(実施事項)

第3条 部会は、次に掲げる事項を実施し、その結果を協議会、幹事会に報告する。

- (1) 「流域治水」の全体像の共有・検討
- (2) 「流域治水プロジェクト」のとりまとめ
- (3) 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- (4) その他、流域治水に関して必要な事項

(組織構成)

第4条 部会は、別紙に掲げる部会員をもって構成する。

2 部会は、前項によるもののほか、必要に応じて部会員以外の者に意見を求めることができる。

(会議の公開)

第5条 部会は、原則非公開とし、部会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(事務局)

第6条 部会の庶務を行うため、山口県土木建築部河川課に事務局を置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項については、部会で定めるものとする。

(附則)

本要綱は、令和3年6月15日から施行する。

一部改訂、令和5年 月 日

下松地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会  
流域治水部会

(部会員)

下松市 防災危機管理課

下松市 農林水産課

下松市 土木課

下松市 上下水道局下水道課

気象庁 福岡管区气象台 下関地方气象台

山口県 農林水産部 農村整備課

山口県 農林水産部 森林整備課

山口県 農林水産部 周南農林水産事務所

山口県 土木建築部 都市計画課

山口県 土木建築部 砂防課

山口県 土木建築部 周南土木建築事務所

山口県 土木建築部 河川課

# 下松地域の減災に係る取組方針 (案)

令和〇年〇月〇日

下松地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会



## 1 はじめに

平成27年9月の関東・東北豪雨では、施設の能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。

こうした背景から、国土交通省では、施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、全国の直轄河川を対象として、減災に向けたハード、ソフト対策を一体的、総合的、計画的に進めていくこととされた。

また、平成28年8月以降立て続けに東日本を襲った台風に伴う豪雨災害により、中小河川においても甚大な被害が発生したことを踏まえ、水害から命を守る「水防災意識社会」の再構築に向けた取組をさらに加速させ、全ての地域において取組を推進していく必要があるとされた。

本県では、平成21年、22年、25年、26年に豪雨による甚大な浸水被害を受けており、県管理河川においても、水防災意識社会の再構築に向けた取組を推進していく必要があることから、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進するため、下松市、下関地方気象台及び山口県からなる「下松地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」）を平成29年5月17日に設立した。

その後、水防法の改正により、「都道府県大規模氾濫減災協議会制度」が創設されたことに伴い、本協議会は、平成30年3月26日に水防法に基づく協議会に移行した。

本協議会では、施設では防ぎきれない大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」を目指すべく、「情報伝達、避難等に関する取組」、「効果的な水防活動に向けた取組」及び「住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組」を3本の柱として、各構成機関が一体的・計画的に取り組む事項について検討を進め、ソフト対策に係る事項を「下松地域の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」）として取りまとめたうえ、減災に向けた対策を推進してきた。

また、近年は、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、これまでの「水防災意識社会」の再構築に向けた取組をさらに一歩進め、流域全体のあらゆる関係者が協働

して行う持続可能な治水対策、「流域治水」への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会の形成を目指すことが求められている。

本協議会は、引き続き、各構成機関が連携して減災に係る取組を推進し、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識を高めていくこととする。

なお、本取組方針は、本協議会規約第6条に基づき作成したものである。

## 2 本協議会の構成機関及び委員

本協議会は、下松市、下関地方気象台、山口県で構成（以下「構成機関」という。）し、委員は以下のとおりである。

（委員） 下松市長  
          気象庁 福岡管区気象台 下関地方気象台長  
          山口県 総務部 理事（危機管理担当）  
          〃 土木建築部 周南土木建築事務所長

### 3 下松地域の概要と主な課題

下松市は、山口県南東部に位置し、東は光市と周南市、北と西は周南市に境を接して瀬戸内海に臨んでいる。平野部には海岸線から工業地域、商業地域、住宅地域の順で土地利用がなされ、丘陵部や山間部は農林業の用途に供されている。

市内の交通網は、主要幹線道路として、国道2号及び国道188号が市域を東西に走り、山陽本線及び岩徳線などの鉄道やバス路線などの公共交通網が形成されている。

本地域を流れる河川は、二級河川の切戸川水系切戸川・吉原川及び切山川、平田川水系平田川、末武川水系末武川及び坂本川、玉鶴川水系玉鶴川がある。

本地域における課題としては、平野部に人口、工場などが集中しており、ひとたび洪水等が発生した場合、甚大な被害が発生する恐れがあり、住民生活に多大な影響をもたらすことが予想される。

#### 4 現在の取組状況及び課題

下松地域における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題を抽出後、整理を行った。

項目	各機関の現状	各機関の課題	整理番号
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの <b>確認</b>	基準水位に達した旨の情報を発信	県・市相互の情報共有が必要	1
	防災行動とその実施主体を時系列で整理したタイムラインを作成・運用	タイムラインを <b>関係機関</b> で共有するとともに、 <b>時点修正等</b> を適切に行うことが必要	2
	避難指示等の発令判断に資する情報の迅速な伝達・共有を図るため、 <b>ホットライン</b> を運用	<b>迅速な情報伝達</b> が図られるよう、 <b>ホットライン</b> の適切な運用が必要	3
避難計画など住民等の避難体制	想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域図を基に避難所等を指定し、ハザードマップ等により周知	中小河川等における洪水浸水想定区域の <b>指定</b> が必要	4
	避難所看板の設置 <b>や更新等</b> を実施	ハザードマップの <b>作成</b> や見直しにあわせ、避難所等の検討や案内看板等による周知が必要	5
	要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等について周知	要配慮者利用施設の避難対策の検討 <b>や個別避難計画</b> の作成が必要	6
	率先避難・呼びかけ避難の推進について周知	地域住民による自主的な避難体制づくりを推進することが必要	7

住民等への避難情報の伝達体制や方法	<p>防災情報システム、防災行政無線、登録制メール、ホームページ、コミュニティFM、SNS、報道機関等を活用し、避難情報発令や避難所開設等の各種防災情報を提供</p>	<p>よりわかりやすい情報発信や幅広い周知、情報伝達の迅速化を図るとともに、各種情報伝達手段の認知度向上が必要</p>	8
	<p>氾濫危険水位等に基づく避難指示等を発令する場合は、防災行政無線等により周知</p>	<p>水害リスクが高い区域にある要配慮者利用施設への情報伝達方法の見直しが必要</p>	9
	<p>住民の取るべき行動を5段階の警戒レベルにより提供</p>	<p>自主的な避難行動を判断するための参考となる「警戒レベル相当情報」等の理解の促進が必要</p>	10
河川水位等に係る情報提供	<p>水防警報等の水位情報を提供（防災システム、防災メール等）</p> <p>簡易型水位計、河川監視カメラを導入</p>	<p>よりわかりやすい情報発信や幅広い周知、情報伝達の迅速化が必要</p>	11
河川巡視	<p>治水上の影響に応じた区間に区分し、定期的な河川巡視を実施</p> <p>出水後は緊急巡視等を実施</p>	<p>河川巡視や重要水防箇所の情報提供・共有を継続的に実施することが必要</p>	12
水防資機材の整備状況	<p>水防倉庫等に水防資機材を備蓄</p> <p>水防計画において、水防資機材の保管位置や備蓄量を情報共有</p>	<p>水防活動を円滑に行うため、水防資機材の保管位置や備蓄量の継続的な情報共有が必要</p>	13

リスクの周知	<p>水位周知河川において、洪水浸水想定区域図・ハザードマップを作成・公表</p>	<p>水位周知河川に指定されていない中小河川等において洪水浸水想定区域図・ハザードマップの作成・公表が必要</p>	14
	<p>水害履歴の調査・整理を行い、関係機関で共有</p> <p>特別警報の呼びかけ方法や、警報・注意報の発表基準等の改善を実施</p>	<p>よりわかりやすい情報発信や幅広い周知、情報伝達の迅速化が必要</p>	15
	<p>洪水キキクル（危険度分布）の基準等の改善や民間事業者と連携した通知サービスを導入</p>	<p>警報・注意報等の防災気象情報の発表方法の改善や、精度の向上について、継続的に検討することが必要</p>	16
		<p>中小河川等における洪水災害発生の危険度の高まりを把握するため、洪水キキクル（危険度分布）について、より一層の周知が必要</p>	17

防災意識の啓発活動	<p>防災をテーマとした講演や AR (拡張現実) 機器を活用した防災体験学習等を実施</p> <p>自主防災アドバイザーの派遣や職員による出前講座、自主防災組織研修を実施</p> <p>過去の被害を取りまとめた「災害教訓事例集」を改定</p> <p>「やまぐち防災学習館」等の Web サイトで、防災学習に活用できる資料を公開</p>	<p>水防災意識社会の再構築に向け、さらなる意識啓発に向けた取組が必要</p>	18
	<p>小中学生を対象に「避難カード」を配布</p> <p>下松市において、防災に関する各種情報をまとめた「下松市防災ガイドブック」を改訂し、全戸配布</p> <p>気象台において、自治体職員の防災対応力向上を図るためのワークショップ等を実施</p>	<p>関係機関や教育機関等が連携した防災学習の一層の充実が必要</p>	19



## 5 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動等を実施し、各構成機関が連携して達成すべき減災目標は以下のとおりである。

河川整備計画等に位置づけた河川整備を着実に推進し、事業効果の早期発現を図りつつ、施設では防ぎきれない大規模水害に対し、各構成機関が連携して県管理河川の河川特性を踏まえたソフト対策に取り組み、「逃げ遅れゼロ」を目指す。

### ○ 目標達成に向けた3本柱の取組

- 1 情報伝達、避難等に関する取組
- 2 効果的な水防活動に向けた取組
- 3 住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組

### ○ 目標を達成するための取組項目

- 1 情報伝達、避難等に関する取組
  - (1) 洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの**確認**
  - (2) 洪水浸水想定区域の指定、周知と**避難対策の強化**
  - (3) **住民等への避難情報の伝達体制の強化**
- 2 効果的な水防活動に向けた取組
  - (1) 水防資機材の情報共有及び相互支援方法の確認
  - (2) 洪水に対しリスクが高い区間（各河川の重要水防箇所等）の情報共有
- 3 住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組
  - (1) 要配慮者利用施設の管理者に対する説明等
  - (2) 出前講座等を活用した**防災意識の啓発**
  - (3) 住民等の的確な避難行動を促すための河川防災情報の周知

## 6 おおむね5年で実施する取組

施設では防ぎきれない大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」を目的とした各構成機関の取組項目・目標時期については、以下のとおりである。

### 情報伝達、避難等に関する取組

項目	対応	整理番号への対応	目標年度	取組主体
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの <b>確認</b>	洪水対応や訓練等により課題が見つかった場合等、必要に応じて「タイムライン」を検証、改訂する。 河川の状況や気象情報等を迅速に伝達、共有するための「ホットライン」を適切に運用する。	1, 2, 3	継続	全体
洪水浸水想定区域の指定、周知と避難対策の強化	水位周知河川に指定していない中小河川等においても洪水浸水想定区域を指定するとともに、避難所等の見直しを行うなど、避難対策の強化を図る。	4, 5, 14	R3～	県、市
	要配慮者利用施設における避難確保計画や個別避難計画の作成等を促進し、避難の実効性確保に努める。	6	継続	県、市
	自主防災組織の育成や活動の支援等により、地域住民の自主的な避難行動等を促進し、避難体制の強化を図る。	7	継続	県、市
住民等への避難情報の伝達体制の強化	登録制メール等の多様な情報伝達手段について普及・啓発等を図る。	8, 9	継続	全体

	住民等の的確な避難行動を促す各種防災情報をわかりやすく周知し、理解の向上を図る。	8, 10	継続	全体
--	--	-------	----	----

#### 効果的な水防活動に向けた取組

項目	対応	整理番号への対応	目標年度	取組主体
水防資機材の情報共有及び相互支援方法の確認	水防倉庫の位置の周知や備蓄量等の情報共有により、水防活動の円滑化を図る。	13	継続	県、市
洪水に対しリスクが高い区間(各河川の重要水防箇所等)の情報共有	河川巡視や重要水防箇所の情報をあらかじめ共有するとともに、リアルタイムの水位情報の共有により、水防活動の円滑化を図る。	11, 12	継続	県、市

#### 住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組

項目	対応	整理番号への対応	目標年度	取組主体
要配慮者利用施設の管理者に対する説明等	管理者への水害リスク情報の周知に努め、水防法改正に伴う義務的な対応について指導する。	6, 9	継続	県、市
出前講座等を活用した <b>防災意識の啓発</b>	関係機関、教育機関と連携し、広報活動の推進や <b>防災学習等の一層の充実</b> を図る。	7, 18, 19	継続	全体
住民等の的確な避難行動を促すための河川防災情報の周知	<b>洪水浸水想定区域図やハザードマップ</b> を作成・公表するなど、中小河川等における水害リスク情報の充実化を図る。	4, 14	R3～	県、市

	避難行動のきっかけとなる河川水位情報等の充実化や、防災情報伝達手段の普及・啓発等を図る。	8, 11	継続	全体
	関係機関、報道機関等と連携し、わかりやすく精度の高い情報の発信や伝達の迅速化を図る。	10, 15, 16, 17	継続	全体

## 7 フォローアップ

原則、本協議会を出水期前に開催することで、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針の見直しや取組内容の改善など、継続的なフォローアップを行うこととする。

## 第8回

# 下松地域の県管理河川における 大規模氾濫に関する減災対策協議会

---

## 目次

- (1) 規約・流域治水部会設置要綱の改正
- (2) 取組の進捗状況
- (3) 「地域の取組方針」の見直し
- (4) 流域治水の取組

# (1) 規約・流域治水部会設置要綱の改正

## ◆ 流域治水部会設置要綱

別紙 下松地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会流域治水部会

(新)	(旧)
(部会員) 下松市 防災危機管理課 下松市 農林水産課 下松市 土木課 下松市 上下水道局下水道課	(部会員) 下松市 防災危機管理課 下松市 農林水産課 下松市 土木課 下松市 上下水道局下水道課
気象庁 福岡管区气象台 下関地方气象台	
山口県 農林水産部 農村整備課 山口県 農林水産部 森林整備課 山口県 農林水産部 周南農林水産事務所 山口県 土木建築部 都市計画課 山口県 土木建築部 砂防課 山口県 土木建築部 周南土木建築事務所	山口県 農林水産部 農村整備課 山口県 農林水産部 森林整備課 山口県 農林水産部 周南農林水産事務所 山口県 土木建築部 都市計画課 山口県 土木建築部 砂防課 山口県 土木建築部 周南土木建築事務所
山口県 土木建築部 河川課	山口県 土木建築部 河川課

※ 下関地方气象台は、県内全ての「流域治水部会」に参画します。



## (2)取組の進捗状況

### ◆「地域の取組方針」の振り返り

#### 減災対策協議会を設置

国土交通省が進める「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、水害リスク情報や減災のための目標を共有し、県管理河川の河川特性を踏まえたソフト対策を一体的かつ計画的に推進するため、市町ごとに減災対策協議会を設置

#### 第2回協議会で、減災に係る「地域の取組方針」を策定

##### <概ね5年間で達成すべき減災目標>

施設では防ぎきれない大規模水害に対し、関係機関が連携して、「逃げ遅れ  
ゼロ」を目指す。

#### 関係機関が連携して 対策を推進

概ね5年が経過

- 協議会で実施した主な取組について、進捗状況を確認・共有

資料⑤

# (3)「地域の取組方針」の見直し

## ◆ 見直しの方針

### 水防災に係る近年の動向

- 気候変動の影響により全国各地で水災害が激甚化・頻発化
- 「水防災意識社会」の再構築に向けた取組をさらに一歩進め、流域全体のあらゆる関係者が協働して行う持続可能な治水対策、「流域治水」への転換を推進
- 水害リスク情報の空白域においても浸水被害が発生
- 新技術やDX（デジタル・トランスフォーメーション）の取組の加速化 など

「地域の取組方針」を見直し



資料⑥

### （見直しの方針）

- 施設では防ぎきれない大規模水害に対して「逃げ遅れゼロ」を目指す
- 関係機関が一体的・計画的に実施してきた3本柱の取組を継承し、各機関の連携強化と取組の充実化により、災害への備えを継続する

1. 情報伝達、避難等に関する取組
2. 効果的な水防活動に向けた取組
3. 住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組

# (3)「地域の取組方針」の見直し

## ◆ 今後の取組にあたってのポイント

➤ 施設では防ぎきれない大規模水害に対し、以下のような点に着眼して、各構成機関が連携して対策に取り組み、「逃げ遅れゼロ」を目指す。

- タイムラインやホットライン、ハザードマップなど、これまでの取組成果を活かして、防災減災に役立てるとともに、さらなる改善、充実化を検討
- 防災学習の推進や適時・的確な情報発信など、今後も、継続的に実施する必要がある取組は、引き続き、着実に推進
- あらゆる関係者が協働して「流域治水」を推進するため、流域治水部会での情報共有を継続し、関係部局間の連携体制の構築や広域的な視点からの対策を検討
- 洪水浸水想定区域の指定対象河川の拡大による水害リスク情報の空白地帯の解消など、水防法の改正に適切に対応
- 防災・減災のための新技術の動向を注視し、既存の取組のさらなる改善、充実化を検討
- 予測精度のさらなる向上や、気象監視・予測体制の強化など、引き続き、着実に推進

など

# (3)「地域の取組方針」の見直し

## 例) 住民等の的確な避難行動を促す河川防災情報の周知

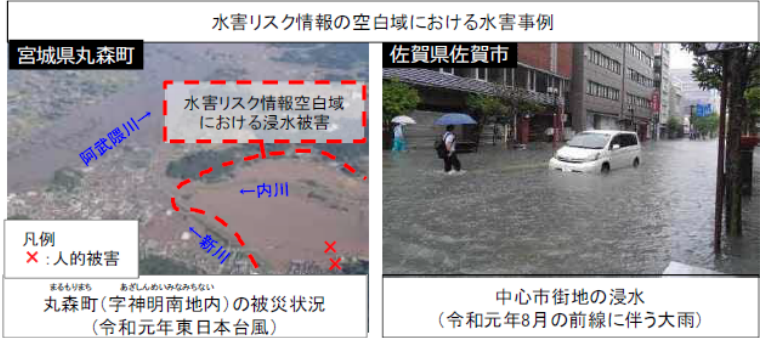
➤ 水防法の改正に伴い、全ての県管理河川を対象に洪水浸水想定区域図等の作成を推進

- 近年、中小河川等の水害リスク情報の提供を行っていない水害リスク情報の空白域で多くの浸水被害が発生。
- 水害リスク情報の空白域を解消するため、水防法を改正し、浸水想定区域図及びハザードマップの作成・公表の対象を全ての一級・二級河川や下水道※に拡大。
- 洪水浸水想定区域図は令和7年度までに完了を目指し、雨水出水浸水想定区域図は令和7年度までに8割完了を目指す。

※全ての一級・二級河川や下水道とは、住宅等の防護対象のある全ての一級・二級河川や浸水対策を目的として整備された下水道のこと。

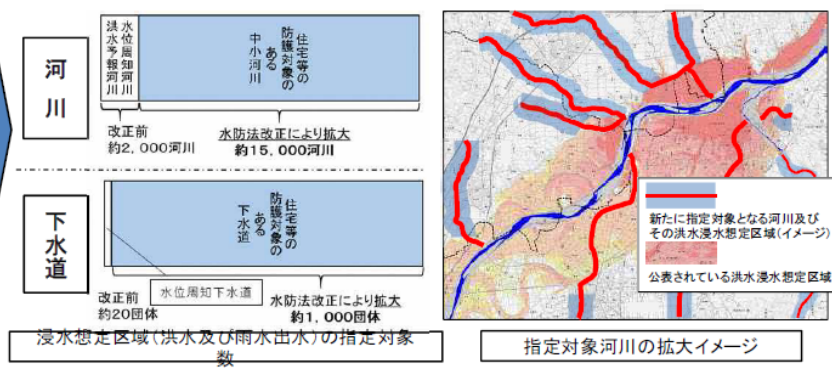
### ■水害リスク情報の空白域において浸水被害が多発

・令和元年東日本台風では、堤防が決壊した71河川のうち43河川(約6割)、内水氾濫による浸水被害が発生した135市区町村のうち126市区町村(約9割)が水害リスク情報の空白域。



### ■水防法を改正し、浸水想定区域の指定対象を拡大

・河川(洪水浸水想定区域)では約15,000河川、下水道(雨水出水浸水想定区域)では約1,000団体が新たに指定対象として追加。



	浸水想定区域図	ハザードマップ
河川 (洪水)	令和7年度までに完了※	令和8年度までに完了目標
下水道 (雨水出水)	令和7年度までに約800団体完了※	浸水想定区域図作成後速やかに作成

※ 第5次社会資本整備重点計画KPIに位置付け

# (4)流域治水の取組

## ◆ 流域治水プロジェクトのフォローアップ

### ○令和3年度

- 令和3年6月15日付で、**「流域治水部会」を設置し**、令和4年2月28日に、「流域治水プロジェクト」を公表

#### 流域治水プロジェクト

河川管理者等がこれまで実施してきたハード・ソフト対策に加えて、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、水害を軽減させる取組(流域治水)の具体的な対策をとりまとめたもの。

#### ○策定趣旨

県、市町等が連携し、流域全体で重点的に実施すべき治水対策の全体像をとりまとめ、「流域治水」を計画的に推進するため

#### ○プロジェクトの構成

流域全体の様々な対策を「見える化」した【位置図】と、実施主体や目標達成に向けた工程を示す【ロードマップ】で構成

#### ○目標

流域全体のあらゆる関係者の協働により、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を計画的に推進し、流域における浸水被害の軽減を図る

#### ＜目標期間＞

短期…概ね5年  
中期…概ね10～15年  
中長期…概ね20～30年

### ○令和4年度

- 「流域治水部会」を開催し、流域治水プロジェクトのフォローアップを実施
- 関係機関が実施する対策の進捗状況を確認し、**流域治水プロジェクトを時点更新**

# (4) 流域治水の取組

## ◆ 流域治水プロジェクトの時点更新

二級水系  
流域治水プロジェクト

### 切戸川水系・玉鶴川水系流域治水プロジェクト【位置図】

山口県  
ver.2 (R5.3月)

○ 令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、近年、全国各地で水災害が激甚化・頻発化する中、切戸川水系・玉鶴川水系においても、流域全体でハード・ソフト一体となった事前防災対策を進める必要があることから、あらゆる関係者の協働により、以下の取り組みを実施していくことで、流域における浸水被害の軽減を図る。

**■ 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策**

- ・河川改修(切戸川・玉鶴川)
- ・高瀬対策(切戸川)
- ・排水機場の老朽化対策(玉鶴川)
- ・河川浚渫(切戸川・玉鶴川)
- ・下水道施設の耐水化(切戸川・玉鶴川)
- ・水田の貯留機能向上(切戸川)
- ・森林の整備・保全及び治山対策(切戸川)

玉鶴川 平成5年3月浸水状況

切戸川 平成16年8月出水状況

切戸川 平成21年7月洪水状況

切戸川 改修状況

切戸川 高瀬対策状況 (切戸大橋架設)

玉鶴川 新工所(西市橋上流)

玉鶴川 浄化中(西市橋上流)

【位置図】

**■ 被害対象を減少させるための対策**

- ・水害リスクを考慮したまちづくり(切戸川・玉鶴川)
- ・防災まちづくりの検討に必要な情報の提供(切戸川)

**■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策(共通)**

- ・浸水想定区域図やハザードマップ等の作成・周知
- ・河川監視体制の強化
- ・防災メール等の多様な手段による情報の発信・伝達
- ・出前講座等を活用した防災教育の推進
- ・自主防災組織の育成や活動の支援
- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成や避難訓練の促進

凡例

- 二級河川
- 流域界
- 切戸川 洪水浸水想定区域【計画規模(1/100)】
- 切戸川 洪水浸水想定区域【想定最大】
- 洪水浸水想定区域の公表済み区域

山口県土木防災情報システム

※地理院地図に浸水想定範囲を追記して掲載  
※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

作成：下松地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会 流域治水部会

# (4) 流域治水の取組

二級水系  
流域治水プロジェクト

切戸川水系・玉鶴川水系流域治水プロジェクト【ロードマップ】

山口県

ver.2 (R5.3月)

○ 切戸川水系・玉鶴川水系では、上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、流域のあらゆる関係者が一体となって、以下の工程で「流域治水」を推進する。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	河川改修（切戸川・玉鶴川）	山口県	護岸工、橋梁工、河道掘削工等		
	高潮対策（切戸川）	山口県	長道切戸大橋架け替え完了 防潮堤工、橋梁工、河道掘削工等		
	排水機場の老朽化対策（玉鶴川）	山口県	継続的に施設の機能を保全		
	河川浚渫（切戸川・玉鶴川）	山口県、下松市	河川浚渫		
	下水道施設の耐水化（切戸川・玉鶴川）	下松市	耐水化	下松市浄化センター	
	水田の貯留機能向上（切戸川）	山口県、下松市	田んぼダムの検討等		
	森林の整備・保全及び治山対策（切戸川）	山口県、下松市	森林の整備・保全、治山対策		
被害対象を減少させるための対策	水害リスクを考慮したまちづくり（切戸川・玉鶴川）	下松市	策定	R5予定 R5予定	立地適正化計画の運用・改訂
	防災まちづくりの検討に必要な情報の整備（切戸川）	山口県	多段階な浸水 リスク情報		
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	浸水想定区域図やハザードマップ等の作成・周知（切戸川・玉鶴川）	山口県、下松市	作成・周知・利活用		
	河川監視体制の強化（切戸川・玉鶴川）	山口県、下松市	R5山口県土木防災情報システムのリニューアル システム更新	簡易型水位計・河川監視カメラ等の整備・利活用	
	防災メール等の多様な手段による情報の発信・伝達（切戸川・玉鶴川）	山口県、下松市	機能強化・普及・啓発		
	山前講堂等を活用した防災教育の推進（切戸川・玉鶴川）	山口県、下松市	防災教育の充実・強化		
	自主防災組織の育成や活動の支援（切戸川・玉鶴川）	山口県、下松市	率先避難体制の整備・地域防災力の向上		
	要配慮者利用施設における避難確保計画の作成や避難訓練の促進（切戸川・玉鶴川）	山口県、下松市	避難の実効性確保		

気候変動を踏まえたさらなる対策を推進

作成：下松地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会 流域治水部会

※工程については、今後の事業進捗によって変更となる場合がある。

# 下松地域の減災に係る取組方針

---

## 減災に係る取組の進捗状況



# 取組方針の概要

## ◆ 5年間で達成すべき目標

河川整備計画等に位置づけた河川整備を着実に推進し事業効果の早期発現を図りつつ、施設では防ぎきれない大規模水害に対し、下松市、下関地方気象台及び山口県が連携して県管理河川の河川特性を踏まえたソフト対策に取り組み、「逃げ遅れゼロ」を目指す。

※ 大規模水害……想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害

※ 逃げ遅れ……立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態

## ◆ 上記目標の達成に向けた3本柱の取組

1. 情報伝達、避難等に関する取組
2. 効果的な水防活動に向けた取組
3. 住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組

# 取組方針の概要

## ①情報伝達、避難等に関する取組

項目	対応	具体的な対応
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの設定	タイムラインの作成により、防災活動の可視化・円滑化を図る。	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 水害対応タイムラインの作成・運用</li><li>■ 決壊・漏水等の通報体制の明確化</li></ul>
避難勧告等(※)の発令判断を担う責任者(市長、危機管理監等)と土木建築事務所長が直接情報を伝達、共有する体制(ホットライン)の構築	ホットラインの本格運用により、情報伝達、情報共有の強化を図る。	<ul style="list-style-type: none"><li>■ ホットラインによる情報伝達・共有体制の強化</li></ul>
想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域の指定、周知と避難対策の強化	想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域・ハザードマップの見直し・公表を行うとともに、避難対策の強化を図る。	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 洪水浸水想定区域図の作成</li><li>■ ハザードマップの作成、周知、利活用</li><li>■ 避難対策の強化・見直し</li><li>■ 住民等の的確な避難行動を促すための情報の幅広い周知、伝達の迅速化</li></ul>
水位周知河川に指定していない中小河川における水害リスク情報(過去の水害と流域内雨量の整理等)の充実	過去の水害履歴等の把握に努めるとともに、把握した水害リスク情報の周知を行う。	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 過去の水害履歴等の調査・整理</li><li>■ 簡易型水位計による水害リスク情報の提供</li></ul>

※令和3年5月20日から、避難勧告は廃止され、避難指示に一本化

# 取組方針の概要

## ②効果的な水防活動に向けた取組

項目	対応	具体的な対応
水防資機材の情報共有及び相互支援方法の確認	水防倉庫の位置の周知や備蓄量等の情報共有により、水防活動の円滑化を図る。	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 水防倉庫の位置や資機材の備蓄量等の確認</li><li>■ 水防に係る広報活動</li><li>■ 山口県総合防災訓練による連携強化</li></ul>
洪水に対しリスクが高い区間(各河川の重要水防箇所等)の情報共有	河川巡視や重要水防箇所の情報共有により、水防活動の円滑化を図る。	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 重点監視箇所等のリスク情報の共有</li><li>■ 河川巡視情報の共有</li></ul>
庁舎等の浸水に備えた業務継続計画の検討	庁舎等の浸水に備えた業務継続計画を検討する。	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 業務継続計画(BCP)の確認、検討</li><li>■ 防災拠点となる施設の整備</li></ul>

# 取組方針の概要

## ③住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組

項目	対応	具体的な対応
要配慮者利用施設の管理者に対する説明等	管理者への水害リスク情報の周知に努め、水防法改正に伴う義務的な対応について支援する。	■ 避難確保計画の策定等の対応について助言・指導・支援
出前講座等を活用した河川防災情報の周知	関係機関、教育機関と連携し、広報活動の推進を図る。	■ 防災意識の啓発に向けた広報活動の推進 ■ 出前講座や防災学習の推進
住民等の的確な避難行動を促すための河川防災情報の周知方法の検討	関係機関、報道機関等と連携し、わかりやすく精度の高い情報の発信や伝達の迅速化を図る。	■ 河川監視カメラによる河川水位情報の提供 ■ よりわかりやすい情報発信方法の検討や幅広い周知 ■ 防災気象情報の発表方法の改善や精度向上

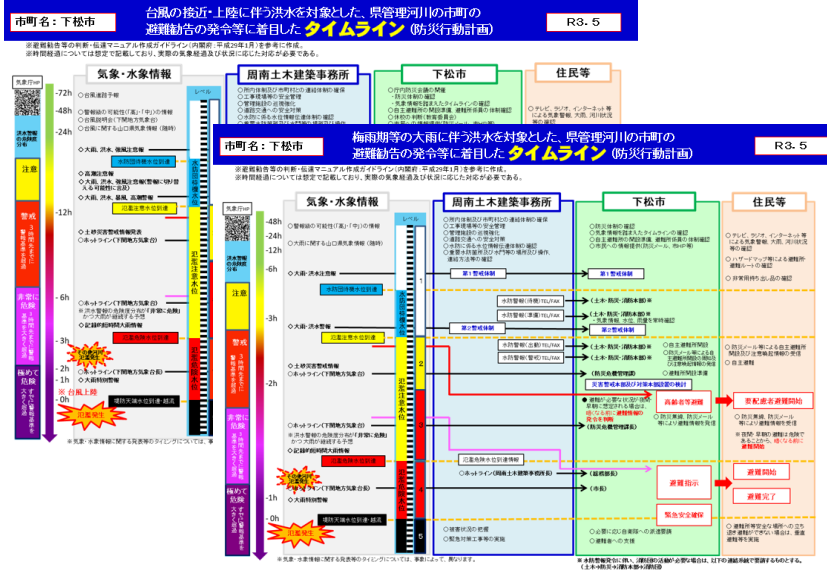
# ①情報伝達、避難等に関する取組

## ■洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの設定

- ▶ タイムラインの作成により、防災活動の可視化・円滑化を図った。
- ▶ また、県・市相互の情報共有体制を確認するとともに、よりわかりやすい情報発信や幅広い周知、情報伝達の迅速化に資する取組を行った。

### 水害対応タイムラインの作成・運用

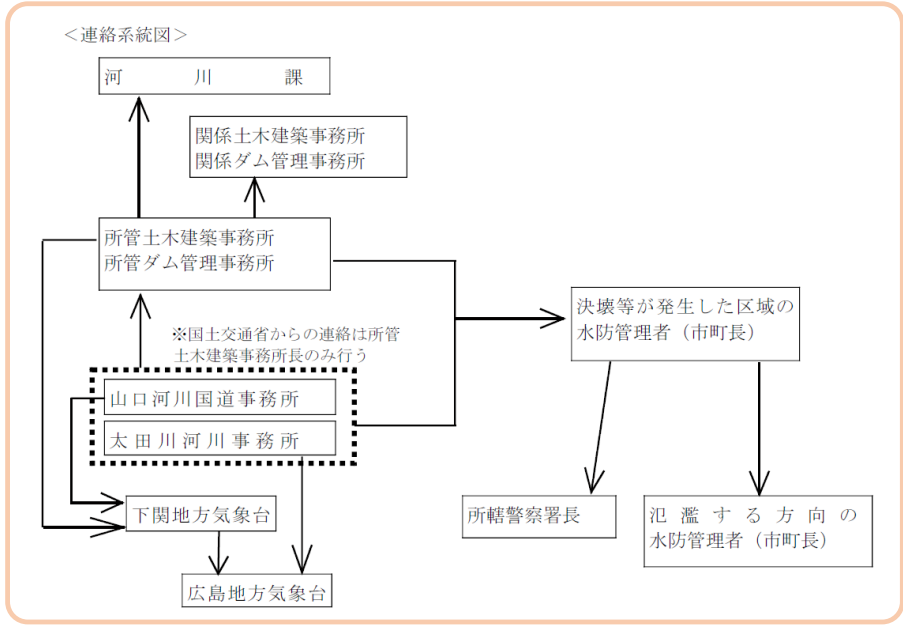
「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動と実施主体を時系列で整理したタイムラインを関係機関が連携して作成しました。



▲タイムラインの事例

### 決壊・漏水等の通報体制の明確化

平成30年7月豪雨を受けて情報伝達体制の見直しを行い、地域防災計画にて、関係者に対する情報伝達の規定を追加しました。



▲山口県地域防災計画第3編第13章水防計画

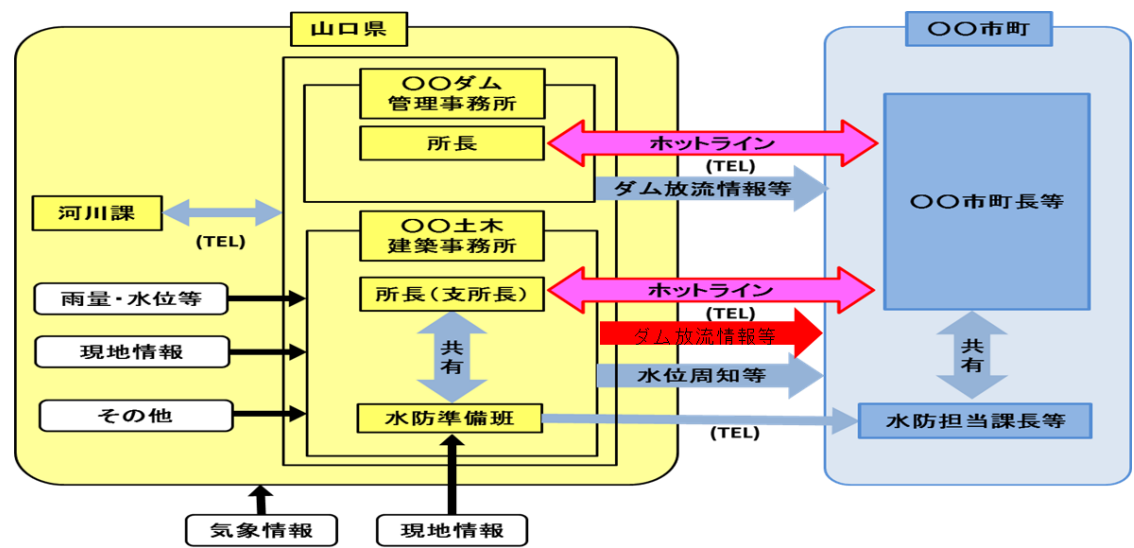
# ①情報伝達、避難等に関する取組

■避難指示等の発令判断を担う責任者と土木建築事務所長が  
直接情報を伝達、共有する体制の構築

➤ 河川に関する情報を適時・適切に情報提供するため、ホットラインの本格運用を開始し、情報伝達、情報共有の強化を図った。

## ホットラインによる情報伝達・共有体制の強化

避難指示等が発令されるような緊急時に、河川管理者、ダム管理者及び市町長等とが直接、情報を伝達・共有するため、平成30年からホットラインの本格運用を開始しました。



県⇒市町	主な伝達事項
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したこと ※原則、1洪水1伝達(初回の水位到達時に伝達)</li> <li>・ 避難指示等の発令の判断に直結するような緊急又は重要な情報</li> <li>・ ダム(ゲートレスダム含む)の異常洪水時防災操作への移行(予告、移行時)</li> </ul>

▲ホットラインの仕組み

# ①情報伝達、避難等に関する取組

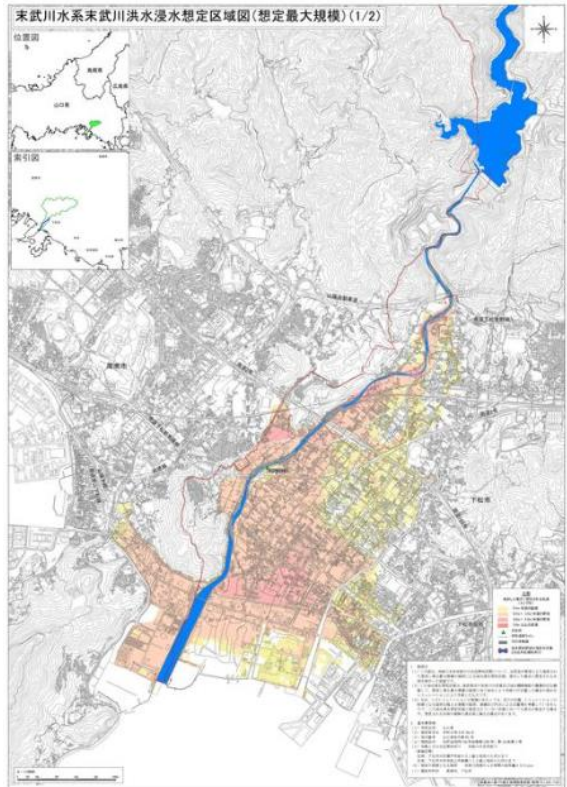
## ■想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域の指定、周知と避難対策の強化

- 想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域・ハザードマップへの見直し・公表を行った。
- また、避難体制や情報伝達体制の整備による避難対策の強化を図った。

### 洪水浸水想定区域図の作成

洪水予報河川及び水位周知河川について、想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域図の作成を行いました。

水系名	河川名	想定最大規模 公表状況	想定最大規模 公表年月日
切戸川水系	切戸川	公表済み	令和2年3月24日
平田川水系	平田川	公表済み	令和2年3月24日
末武川水系	末武川	公表済み	令和2年3月24日

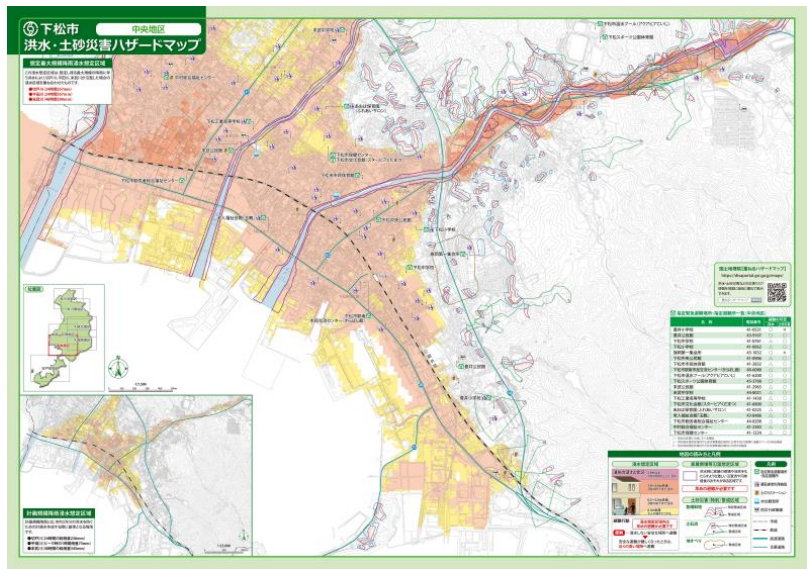


▲浸水想定区域図の例

# ①情報伝達、避難等に関する取組

## ハザードマップの作成、周知、利活用

想定最大規模の洪水に対して避難場所や避難経路等の検討を行い、ハザードマップにより住民等に周知しています。



▲洪水ハザードマップ(例)



▲下松市役所ロビーへの展示や、小学校(下松市立公集小学校)の防災教育に活用されている様子



# ① 情報伝達、避難等に関する取組

## 避難対策の強化・見直し

ハザードマップの作成や法改正にあわせて、避難所等の見直しや周知方法の検討を行ったほか、避難指示等の発令基準の見直しや避難体制の強化を図っています。

### ○ 率先避難・呼びかけ避難体制づくり

地域の災害リスクを知り、地域の状況にあった方法で、危険が迫る前に住民どうしが呼びかけあって避難する体制づくりを推進しています



▲ 動画(YouTube)による紹介



▲ 自治会における率先避難呼びかけ避難体制づくりの取組の様子 (下松市米川地区 菅沢自治会)

**【光市新宮地区】令和2年7月6日からの大雨における呼びかけ避難**

- 平成30年7月豪雨で浸水被害を受けた光市新宮地区では、令和元年度に**率先避難・呼びかけ避難体制（連絡網）**を整備した。その後、**避難訓練**を行うなど、「逃げ遅れゼロ」に向けた積極的な取組を進めている。
- 令和2年7月の大雨**の際には、警戒レベル3の発令後、昨年度整備した体制（連絡網）に基づき、**避難の呼びかけが行われ、多くの方が早期に避難所、知人宅、親戚宅、ホテル等に分散避難**を行った。

**① 平成30年7月豪雨**

- ◆7/5から7/8にかけて激しい雨が降り、8日未明に島田川が氾濫
- ◆床上浸水・床下浸水など、大きな被害が発生

1.5m以上の浸水

道路が冠水し、一時孤立状態に

早期避難の大切さ

**② 避難体制整備**

- ◆6/7 役員打ち合わせ
- ◆7/17 住民説明会
- ◆地域の災害リスクの確認
- ◆避難体制づくり（グループ、リーダー）
- ◆10/11 体制整備完了
- ◆12/18 避難訓練実施

リーダー イメージ

サブリーダー

1班長	2班長	3班長
A B	E F	I J
C D	G H	K L

**③ 避難訓練の実施**

声掛け

避難

避難所

振り廻り

訓練を通じ、実効性の高い体制へ

**【リーダーから連絡】**  
あらかじめ作成した連絡網で対象者に連絡

**【避難場所へ避難】**  
連絡を受け、避難

**【避難所で受付】**  
受付で避難者を確認 全員の避難を確認

**【訓練の振り返り】**  
改善点等を議論

**④ 令和2年7月の大雨**

7月6日からの大雨の際には、昨年度整備した避難体制に基づき、**呼びかけ避難**が行われた

**事前の準備**

- ◆新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、**分散避難**について検討

**大雨・警戒レベル3**

- ◆梅雨前線に存ずる大雨により、大雨・洪水警報が発令
- ◆市が**警戒レベル3を発令**

**呼びかけ避難**

- ◆リーダーから、**連絡網**に基づき、**避難を呼びかけ**
- ◆**早期避難を開始**

**安全な場所へ避難**

- ◆避難所、知人宅、親戚宅など、安全な場所に**分散避難**
- ◆避難者は**マスクや体温計を持参**

出典：山口県防災危機管理課HP

### ▲ 大雨の際の呼びかけ避難の事例

# ①情報伝達、避難等に関する取組

## ○ 避難訓練の実施

洪水時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難訓練を実施しています。



▲避難訓練の様子(下松市米川公民館)

## ○ 避難所となる施設の整備や機能強化

避難所の開設訓練、施設の耐水化、備品の整備、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所の運営訓練などを実施し、避難所機能の強化を図りました。



▲避難所訓練の様子(ほしらんどくだまつ)

## ○ マイ・タイムラインの普及促進

国土交通省が取り組んでいる、住民等が自ら避難について考え、行動するためのツールとなる「マイ・タイムライン」や「デジタル・マイ・タイムライン」について、国土交通省山口河川国道事務所から県や各市町の防災担当者へ情報提供を行いました。

水防町民協会の再構築プラン 山口河川国道事務所

**マイ・タイムライン検討ツール「逃げキッド」やデジタル・マイ・タイムラインの山口県内防災担当者向け説明会を開催**

▶ 佐波川水系大規模氾濫に関する取組の一つとして、マイ・タイムラインやデジタル・マイ・タイムラインを開催しました。

**『マイ・タイムライン』をつくってみよう!!**

「台風が発生」してから「川の水位が上がる」までの動きをいつから行動するの、書いてみよう!

みんなが考えた「台風が発生」してから「川の水位が上がる」までの動きをいつから行動するの、書いてみよう!

市・区・町・村	地区	家	マイ・タイムライン	マイ・タイムライン	マイ・タイムライン
0時	0時	0時	0時	0時	0時
1時	1時	1時	1時	1時	1時
2時	2時	2時	2時	2時	2時
3時	3時	3時	3時	3時	3時
4時	4時	4時	4時	4時	4時
5時	5時	5時	5時	5時	5時
6時	6時	6時	6時	6時	6時
7時	7時	7時	7時	7時	7時
8時	8時	8時	8時	8時	8時
9時	9時	9時	9時	9時	9時
10時	10時	10時	10時	10時	10時
11時	11時	11時	11時	11時	11時
12時	12時	12時	12時	12時	12時
13時	13時	13時	13時	13時	13時
14時	14時	14時	14時	14時	14時
15時	15時	15時	15時	15時	15時
16時	16時	16時	16時	16時	16時
17時	17時	17時	17時	17時	17時
18時	18時	18時	18時	18時	18時
19時	19時	19時	19時	19時	19時
20時	20時	20時	20時	20時	20時
21時	21時	21時	21時	21時	21時
22時	22時	22時	22時	22時	22時
23時	23時	23時	23時	23時	23時
24時	24時	24時	24時	24時	24時

※ 実際のタイムラインは市役所からダウンロードしていただくことができます。

※ 家族が発表する大至急避難時の発表時刻は、イメージで記載しています。避難時刻等のタイミングは市区町村によって異なります。市区町村のタイムラインを確認して下さい。

住民避難行動促進本部担当者会議において組事例やデジタル・マイ・タイムラインについて実施しました。



デジタル・マイ・タイムラインの紹介資料

これまで良い取組であり本市でも取組み始めたところの有無の記載がある。車を使って避難出来る検討の一つとなる。

で頂く助かる。市だけで実施するのは大変、費用出来、いつでもどこでも機動的なことからよいこともあり、そこところは今後の改善点のリスクがある地域もあるので。

きに進めていってほしい。

**取組を一層推進していきます。**

問い合わせ先  
国土交通省 中国地方整備局  
山口河川国道事務所 河川管理課  
〒747-8565 防府市国南1-10-20 TEL 0835-22-1890

# ①情報伝達、避難等に関する取組

## 住民等の的確な避難行動を促すための情報の幅広い周知、伝達の迅速化

防災メール(令和4年11月から「くだまつメール」に移行)やSNS等の多様な手段により、情報発信や伝達体制の強化を図っています。

### ○ 防災ラジオの有償・無償配布

配布実績：R4.3末現在、1,383台(要配慮者利用施設等含む)



#### 緊急告知付き防災ラジオとは

- ・災害時に、市の緊急放送で自動起動し、最大音量で緊急情報が流れます。
- ・普段はラジオ放送を聞くことができます。(AM・FM計6チャンネル)
- ・LEDライト付きで、停電時に乾電池での使用が可能です。

### ○ チラシ等の配布やポスター掲示



### ○ SNSによる情報発信



### ○ 防災メールの登録促進

#### ■ くだまつ防災メール

**くだまつ防災メール配信サービス**

くだまつ防災メール配信サービスについて

下松市では、安全安心のまちづくりを推進するため、登録者の携帯電話等に防災に関する情報等をメールで一斉配信するサービスを開始しました。

配信される情報

【気象情報等】

- 気象警報(大雨、洪水、高潮、暴風、波浪、大雪、暴風雪)
- 地震、津波情報
- 竜巻注意情報
- 土砂災害警戒情報・・・下松市に土砂災害警戒情報が発表された場合
- その他(市からの情報他)

※必要な情報を選択できます。

※気象庁からの情報を自動配信するため、24時間配信されます。

※気象情報を配信される場合、山口県内で発表された記録的短時間大雨情報も配信されます。

※特別警報(大雨、高潮、暴風、波浪、大雪、暴風雪) ※特別警報の発表開始に伴い、大津波警報が特別警報に指定されましたが、これまでとおり津波情報(津波注意報、津波警報、大津波警報)として配信されます。

※「その他」は、高齢者見守り情報、PM2.5情報などの情報が配信されます。

【防災情報】

- 避難情報・・・市内に避難勧告・避難指示が発令又は解除された場合
- 避難所開設情報・・・市内に避難所を開設又は閉鎖された場合
- 防災保健情報(全国統一時警報システム：通称J-ALERTから配信されるミサイル発射情報等を配信)
- その他、火警に関する情報

※すべての登録者に配信されます。

#### ■ 山口県土木防災情報メール

**山口県土木防災情報システム**

土木防災情報メール配信サービスについて

土木防災情報メール配信サービスとは、山口県土木防災情報システム(以下「システム」と称す)を通じて、県民の皆様へ、地震発生時や大雨発生時等に、県民の皆様へ、緊急な防災情報等をメールで一斉配信するサービスです。

配信される情報

- 地震発生時(有感地震、震度3以上)
- 大雨発生時(大雨警報、大雨注意報)
- 土砂災害警戒情報(土砂災害警戒区域等指定地域に所在する地域)
- 気象警報(大雨、洪水、高潮、暴風、波浪、大雪、暴風雪)
- 津波情報(津波警報、津波注意報)
- その他(県からの情報他)

※必要な情報を選択できます。

※気象庁からの情報を自動配信するため、24時間配信されます。

※土木防災情報を配信される場合、山口県内で発表された記録的短時間大雨情報も配信されます。

※特別警報(大雨、高潮、暴風、波浪、大雪、暴風雪) ※特別警報の発表開始に伴い、大津波警報が特別警報に指定されましたが、これまでとおり津波情報(津波注意報、津波警報、大津波警報)として配信されます。

※「その他」は、高齢者見守り情報、PM2.5情報などの情報が配信されます。

【防災情報】

- 避難情報・・・市内に避難勧告・避難指示が発令又は解除された場合
- 避難所開設情報・・・市内に避難所を開設又は閉鎖された場合
- 防災保健情報(全国統一時警報システム：通称J-ALERTから配信されるミサイル発射情報等を配信)
- その他、火警に関する情報

※すべての登録者に配信されます。

# ① 情報伝達、避難等に関する取組

## ■ 水位周知河川に指定していない中小河川における水害リスク情報の充実

- 水害リスクを適切に把握するため、過去の水害履歴等の調査・整理を行った。
- また、洪水予報河川や水位周知河川以外の中小河川に簡易型水位計を導入し、水位情報の充実化を図った。

## 過去の水害履歴等の調査・整理

水位周知河川以外の河川等の氾濫や高潮による浸水リスクなどを適切に把握するため、過去の水害履歴等の調査・整理を行いました。

## ○ 災害教訓事例集の作成

過去に起きた災害の貴重な体験と教訓等から多くを学び、日頃から防災意識をもって災害に備えていただくため、「災害教訓事例集 ～後世に災害を語り継ぐ～」を作成しました。



### 1-13 平成22年7月15日大雨 (平成22(2010)年7月10日-20日)

2010/07/15 09:00  
天気図(7月15日 09時)

下関市豊田町  
JR美祿橋  
周南市小畑

気象の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>7月10日九州南部に停滞していた梅雨前線が、11日にかけて北上し、7月12日から19日にかけて九州北部から山口県付近に停滞したため、県西部を中心に局地的な集中豪雨となった。</li> <li>15日未明から明けにかけて、下関市や美祿市を中心に降雨量が50mm以上の雨が降り、下関市豊田町では15日06時28分に、72.0mmの1時間降水量を観測した。</li> <li>7月10日から20日にかけての総降水量が、美祿市東厚保で596.5mm、美祿市秋吉台で585.0mm、下関市豊田町で570.0mmを記録し、7月の半年の月降水量の1.5倍を超える大雨となった。</li> </ul>
被災場所	県西部、中部
被害の規模	(住家被害)全壊3棟、半壊35棟、一部破損23棟、床上浸水406棟、床下浸水974棟 (その他被害)道路32ヶ所、河川1872ヶ所、がけ崩れ67ヶ所 など <被害総数約>1011世帯
被害の特徴	厚祿川や木瀬川が氾濫し、多くの家屋が浸水したほか、道路法面の崩壊、JR美祿線の傾きよう流出などによる交通網の寸断、水通施設の被災による大規模な断水が発生した。

梅雨前線による集中豪雨で、河川の氾濫や家屋の浸水が発生したんだ。  
集中豪雨は短時間のうちに集中的に雨が降るため、道路や低地が水に浸かったり、河川が急に暴水したりするから注意してね。

### 体験談 「「来る、来る、来る」路地りはまるで川のよう ～川の氾濫の大きさ実感～」 山崎小野田市 女性 美子(仮名)

朝起きたとき川の水の音を聞いて、「あ、違う」って驚きました。...  
川からどんどん水が上がって来るし、側溝は水が引けない状態になっていますから、川と道路の差がなくなってきて、路地りはまるで川のようにダーッと水が流れていました。  
思いとどんでいて今まで水に浸かったことがなかったのに、「水は来るい」と思っていました。被災してから初めて「山が崩壊するって大変なことなんだな」と感じていました。 内閣府「日前プロジェクト」より転載

### 体験談 「土のうが必要になるなんて夢にも思わず ～今までの経験が裏目に～」 山崎小野田市 女性 美子(仮名)

それまでは除々に土のうという感じだったので、目に見えて水が滲み出てきたのは、ほんの5分か10分ぐらいの間に。で、「仕方がない、避難しよう」と感じて、近所の高台にあるお寺に避難させてもらいました。  
水が土のうの間に押し寄せた瞬間は、「こういう時は土のうが欲しい」と思って泣いていました。  
土のうが足りなくなると、物置が「倒壊」しないで、命が助かるといいんですけど、本当に助かって良かったです。...  
「水が濁って来たら、物置が倒壊しないで、命が助かるといいんですけど、本当に助かって良かったです。...」  
内閣府「日前プロジェクト」より転載

### トピックス — 避難をするときに注意する事 —

次のことに注意して、避難しよう。

- 避難の際は原則として徒歩で行う。
- 避難するときに出る荷物は必要最小限にする。
- 水が濁っている避難場所へは、足元を確認し、前方を確認しながら移動する。
- 避難場所が狭い場合は、避難には向いていない。歩きやすい靴をはいて避難する。
- 家族や近所の人と声をかけあって、ある程度集まったら避難する。

# ①情報伝達、避難等に関する取組

## 簡易型水位計による水害リスク情報の提供

令和3年6月より「簡易型水位計」の運用を開始し、これまで水位計の無かった河川や地先レベルでのきめ細やかな水位把握が必要な河川への水位計の普及を促進し、水位観測網を充実させています。

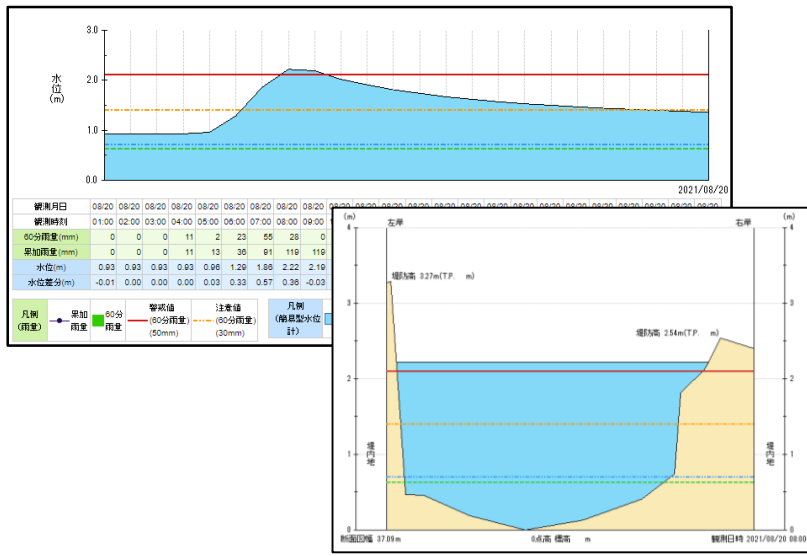
### 簡易型水位計の概要

- 洪水時の水位観測に特化し、小型化・軽量化を図った低コストな水位計
- 過去の浸水被害や社会福祉施設、学校等の要配慮者利用施設の立地場所等を総合的に勘案し設置箇所を選定
- 周辺住民の自主避難の判断などに活用されることを期待



▲簡易型水位計

県内56か所で運用中



出典：山口県土木防災情報システム

▲簡易型水位計の水位表示の例

# ②効果的な水防活動に向けた取組

## ■水防資機材の情報共有及び相互支援方法の確認

➤ 水防活動の円滑化を図るため、水防倉庫の位置や備蓄量等の情報共有を行った。

### 水防倉庫の位置や資機材の備蓄量等の確認

水防計画において、水防資機材の備蓄量等について情報共有を行っています。

付表2 水防用輸送設備、備蓄器具、備蓄資材一覧表

区分	倉庫番号	倉庫名称	備蓄品				備蓄量	備蓄場所	備蓄品	備蓄品				備蓄品	備蓄品	備蓄品	備蓄品	備蓄品	備蓄品	備蓄品	備蓄品	備蓄品	備蓄品	備蓄品	備蓄品
			ポンプ	浮筒	浮筒	浮筒				ポンプ	浮筒	浮筒	浮筒												
北米警察署	1	水防用ポンプ	1					ポンプ	1																

▲山口県地域防災計画第3編第13章水防計画

### 水防に係る広報活動

毎年5月は、「水防月間」と定められています。梅雨や台風の時期を迎えるにあたり、国民一人ひとりが水防の意義及び重要性について理解を深められるよう、水防に係る広報活動などを行っています。



### 山口県総合防災訓練による連携強化

災害時における対応の手順等の確認・習熟や防災関係機関（消防、警察、自衛隊、海保、医療機関等）の連携強化を図っています。



▲2022年山口県総合防災訓練



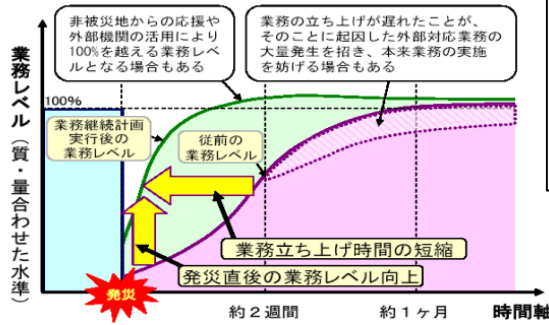
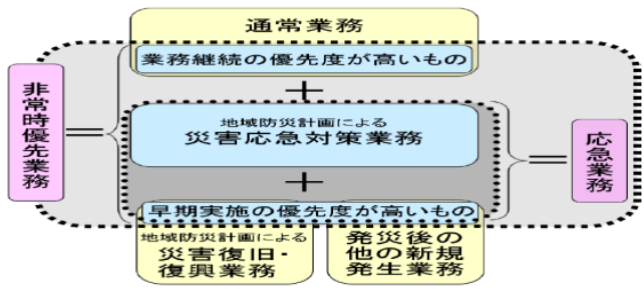
# ②効果的な水防活動に向けた取組

## ■庁舎等の浸水に備えた業務継続計画の検討

➤ 庁舎等の被災時、業務立ち上げ時間の短縮や、発災直後の業務レベルの向上等を図るため、業務継続計画(BCP)に基づく対応について確認した。

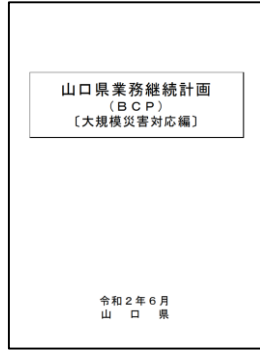
## ■業務継続計画(BCP(Business Continuity Plan))の確認、検討

災害に伴う応急業務や優先度の高い通常業務を、発災直後から適切に実施できるよう、「山口県業務継続計画」や「下松市業務継続計画」を策定し、適宜改定を行っています。



▲業務継続計画(BCP)の考え方

出典:山口県業務継続計画



## ■防災拠点となる施設の整備

下松スポーツ公園を地域防災拠点となる防災公園として、花岡公民館を花岡地域における防災拠点としてそれぞれ位置づけて整備を進めることとしています。



▲防災拠点としての整備状況 (下松スポーツ公園)



# ③住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組

## ■要配慮者利用施設の管理者に対する説明等

➤ 水防法における義務的な対応について周知し、要配慮者利用施設の防災対応力の強化を図った。

## ■避難確保計画の策定等の対応について助言・指導・支援

要配慮者利用施設の管理者等に対して、避難確保計画の策定など、水防法で位置付けられた対応について周知するとともに、水害リスクの周知を行いました。また、ひな形、チェックリストなどを作成し、避難確保計画の策定及び提出を支援しました。

市町・住 窓 口 電話番号	住所
宇治市	〒627-8501 宇治市 東 1-1-1
宇治市	〒627-8501 宇治市 東 1-1-1
宇治市	〒627-8501 宇治市 東 1-1-1
宇治市	〒627-8501 宇治市 東 1-1-1
宇治市	〒627-8501 宇治市 東 1-1-1

### 洪水

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆様へ

災害が候発・発生してより一刻も早い備えが必要です！！  
施設の避難確保計画は提出されていますか？  
～洪水等発生時に円滑に避難するために～

平成29年の水防法の改正により、11種ワザワザの要配慮者利用施設の管理者は、避難確保計画の策定が求められ、国・自治体へ提出する必要があるとされています。

※要配慮者利用施設にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。また、その名称が不明な施設も対象となります。費用が対象外の場合は、要配慮者利用施設と見なされません。

洪水避難確保計画提出の手順

まずはじめに！  
お手元の「防災に関する計画」を水防法に基づく避難確保計画として提出することです。  
事前に提出する前に、別添のチェックシートで、必要項目のチェックを行い、備えが足りない項目は追加しましょう。

チェックシートを添えて施設の所在する市町に提出しましょう。  
※作成のイメージ及びポイントは次ページを参照

項目	ポイント	見 本															
① 防災体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>役割分担表 災害時の役割分担をできるだけ具体的に定めてください。</li> <li>避難の判断と動き 洪水時の「体制」やその体制ごとの「活動内容」、「対応要員」を定めてください。</li> </ul>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th>役職</th> <th>業務内容</th> <th>担当者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設管理者</td> <td>○災害発生時の避難誘導の指示・実施 ○災害発生時の連絡・調整</td> <td>氏 名(○)担当室(○)</td> </tr> <tr> <td>連絡係</td> <td>○災害発生時の連絡・調整 ○災害発生時の連絡・調整</td> <td>氏 名(○)担当室(○)</td> </tr> <tr> <td>避難係</td> <td>○災害発生時の避難誘導の指示・実施 ○災害発生時の連絡・調整</td> <td>氏 名(○)担当室(○)</td> </tr> <tr> <td>記録係</td> <td>○災害発生時の記録 ○災害発生時の記録</td> <td>氏 名(○)担当室(○)</td> </tr> </tbody> </table>	役職	業務内容	担当者	施設管理者	○災害発生時の避難誘導の指示・実施 ○災害発生時の連絡・調整	氏 名(○)担当室(○)	連絡係	○災害発生時の連絡・調整 ○災害発生時の連絡・調整	氏 名(○)担当室(○)	避難係	○災害発生時の避難誘導の指示・実施 ○災害発生時の連絡・調整	氏 名(○)担当室(○)	記録係	○災害発生時の記録 ○災害発生時の記録	氏 名(○)担当室(○)
役職	業務内容	担当者															
施設管理者	○災害発生時の避難誘導の指示・実施 ○災害発生時の連絡・調整	氏 名(○)担当室(○)															
連絡係	○災害発生時の連絡・調整 ○災害発生時の連絡・調整	氏 名(○)担当室(○)															
避難係	○災害発生時の避難誘導の指示・実施 ○災害発生時の連絡・調整	氏 名(○)担当室(○)															
記録係	○災害発生時の記録 ○災害発生時の記録	氏 名(○)担当室(○)															
② 情報収集・伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象情報、河川の情報、避難情報の取得方法を定めてください。</li> <li>防災関係機関への緊急連絡先も整備しておきましょう。</li> </ul>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th>収集する情報</th> <th>収集方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象情報</td> <td>テレビ、ラジオ、インターネット、スマートフォン、防災アプリ等</td> </tr> <tr> <td>河川情報</td> <td>テレビ、ラジオ、インターネット、スマートフォン、防災アプリ等</td> </tr> <tr> <td>避難情報</td> <td>テレビ、ラジオ、インターネット、スマートフォン、防災アプリ等</td> </tr> </tbody> </table>	収集する情報	収集方法	気象情報	テレビ、ラジオ、インターネット、スマートフォン、防災アプリ等	河川情報	テレビ、ラジオ、インターネット、スマートフォン、防災アプリ等	避難情報	テレビ、ラジオ、インターネット、スマートフォン、防災アプリ等							
収集する情報	収集方法																
気象情報	テレビ、ラジオ、インターネット、スマートフォン、防災アプリ等																
河川情報	テレビ、ラジオ、インターネット、スマートフォン、防災アプリ等																
避難情報	テレビ、ラジオ、インターネット、スマートフォン、防災アプリ等																
③ 避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町から配布されているハザードマップを参考に避難先、避難経路、移動手段などを定めてください。</li> </ul>	<p>施設管理者の責任範囲</p> <p>避難先(避難場所)の確保</p> <p>避難経路の確保</p> <p>避難手段の確保</p>															
④ 施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集する設備、避難に使用する器具、飲料・水などの備蓄品を定めてください。</li> </ul>	<p>避難確保計画の一環として</p> <p>避難確保計画の策定</p>															
⑤ 教育・訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水を想定して、定期的に研修・訓練を実施しましょう。</li> </ul>	<p>防災・消防関係者への防災教育及び訓練は、以下の条件を満たす。</p> <p>●年に1回は実施</p> <p>●訓練の実施</p>															

▲リーフレット(山口県)

### 社会福祉施設の避難確保計画 (非常災害対策計画を含む)

対象災害：水害(洪水 雨水出水 高潮 津波)  
土砂災害(崩れかけ、土石流、地すべり)

チェックリスト

施設	市町村
施設 チェック担当者	市町村 チェック担当者

施設者	市町村者
施設者	市町村者

施設が有する災害リスク等の確認	施設 チェック欄	市町村 チェック欄
災害リスクの確認	<input type="checkbox"/> 確認する <input type="checkbox"/> 確認していない	<input type="checkbox"/> 確認する <input type="checkbox"/> 確認していない
土砂災害警戒区域等指定区域に指定されているか	<input type="checkbox"/> 確認する <input type="checkbox"/> 確認していない	<input type="checkbox"/> 確認する <input type="checkbox"/> 確認していない
常時避難確保計画に避難施設が定められているか	<input type="checkbox"/> 定められている <input type="checkbox"/> 定められていない	<input type="checkbox"/> 定められている <input type="checkbox"/> 定められていない

確認項目	施設 チェック欄	市町村 チェック欄
(1) 防災体制、情報収集及び伝達 (非常災害対策計画) 決壊時の決壊時刻に即ち必要、土砂災害警戒区域指定区域に指定されているか	<input type="checkbox"/> 確認する <input type="checkbox"/> 確認していない	<input type="checkbox"/> 確認する <input type="checkbox"/> 確認していない
1. 気象情報や河川情報、土砂災害に関する情報、避難情報の収集・伝達方法を事前に定めているか	<input type="checkbox"/> 確認する <input type="checkbox"/> 確認していない	<input type="checkbox"/> 確認する <input type="checkbox"/> 確認していない
2. 避難経路や避難先、崩れかけ区域、土砂災害警戒区域等の指定区域に指定されているか	<input type="checkbox"/> 確認する <input type="checkbox"/> 確認していない	<input type="checkbox"/> 確認する <input type="checkbox"/> 確認していない
3. 避難先(避難場所)の確保	<input type="checkbox"/> 確認する <input type="checkbox"/> 確認していない	<input type="checkbox"/> 確認する <input type="checkbox"/> 確認していない
4. 避難手段の確保	<input type="checkbox"/> 確認する <input type="checkbox"/> 確認していない	<input type="checkbox"/> 確認する <input type="checkbox"/> 確認していない

▲チェックリスト(下松市)

[記載例]

## 社会福祉施設 避難確保計画

対象災害：水害(洪水 雨水出水 高潮 津波)  
土砂災害(崩れかけ、土石流、地すべり)

【施設名： ○○○○ホーム】

2022年4月作成

このひな形ワザワザの使い方は、ホームページに掲載されています。記入する場所や欄の名称が変更されています。確認の上、お申し込みください。また、記入の際は、必ずお申し込みの欄に記入してください。記入の欄が空欄の場合は、記入の欄が空欄であることを確認してください。

▲ひな形(下松市)

# ③住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組

## ■ 出前講座等を活用した河川防災情報の周知

- ▶ 防災情報の周知に係る広報活動を推進し、防災意識の啓発を図った。
- ▶ また、関係機関や教育機関と連携し、防災学習の充実化を図った。

## ■ 防災意識の啓発に向けた広報活動の推進

防災ガイドブック、チラシ、HP、CATV等、多様な手段を活用して、防災情報の発信を推進しました。

### ○ やまぐち防災学習館の開設

家庭や地域で、防災や災害について「知り」、「備え」、「行動する」ために必要な資料をとりまとめた「やまぐち防災学習館」を、県HPに開設しました。資料は、家庭、地域、学校の防災学習に活用する場合は自由に二次利用することを可能にしています。



- 知る**
  - 家庭や地域の危険を知る
  - 過去の災害から学ぶ
  - 防災情報・気象情報を知る
  - 災害時の情報の入手方法を確認する

- 備える**
  - 1 家庭や個人で備える
  - 2 地域で備える
    - 地域で声を掛け合って避難する
    - 避難所の運営を考える
    - 防災学習・研修の講師を探す
    - 訓練を行う

### ○ 広報誌等による防災情報の発信

広報誌等において防災情報を発信し、住民の防災意識の啓発に取り組んでいます。



▲下松市防災ガイドブック (R3.4改定)



▲山口県広報誌「ふれあい山口」

# ③住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組

## 出前講座や防災学習の推進

出前講座や防災ワークショップを開催し、防災教育、防災学習の取組を推進しました。また、自治体職員の防災対応力の強化を図るため、防災対応ワークショップや勉強会を開催しました。

### ○ 出前講座等を活用した防災意識の啓発

自治会等を対象にした出前講座や、学校等における防災学習などの機会を通じて、防災意識の啓発に取り組んでいます。



▲下松市老人福祉会館「玉鶴」(左)、下松市立公集小学校(右) 会場は指定避難所「末武公民館」での出前講座

### ○ 避難カードの作成

地域の危険を確認する方法や避難情報などの意味、情報のとり方を学びながら作成できる「避難カード」を全ての小中学生に配布しています。

わたし( )の避難カード			
<small>(自宅の災害リスクと避難のタイミング)</small>			
災害の種類	どのような危険があるか (災害リスク)	いつ避げるか (避難の回数・タイミング)	どこに避げるか (避難場所)
<small>(家族や知りになる人の緊急連絡先)</small>			
名前	連絡先	<small>(家の周りの地図)</small>	
<small>(持ち出すもの(避難所で手に入らぬもの))</small>			
<input type="checkbox"/> 防災リュック <input type="checkbox"/> 携帯充電器 <input type="checkbox"/> 懐中電灯			
<small>(避難を呼びかける人とタイミング)</small>			
声をかける人 (一緒に避げる人)	いつ声をかけるか (声をかけるタイミング)	連絡先	気をつけること (持ち物など)



### ○ AR機器を活用した防災体験学習講座の実施

子供たちに災害の恐ろしさや事前の備え、とるべき対応について理解と関心を促し、家庭等での備えにつなげるため、AR(拡張現実)機器による浸水体験を中心とした防災体験学習講座を実施しています。



- 1 AR機器を用いた浸水の疑似体験** 知る
  - 浸水災害を疑似体験し、**危険性を知る。**
- 2 体験を踏まえ、災害や必要な備えなどを学ぶ** 学ぶ
  - ARで**体験した状況が、実際に発生している**ことを学ぶ (自分ごととしてとらえる)
- 3 避難カードを作成・家庭等で備える** 備える
  - **家の周りの危険や避難のタイミング、避難場所などを避難カードに記入** (家庭での話し合い)
  - 県ウェブサイト「やまぐち防災学習館」において、印刷用データや「避難カードの作り方」動画を掲載中

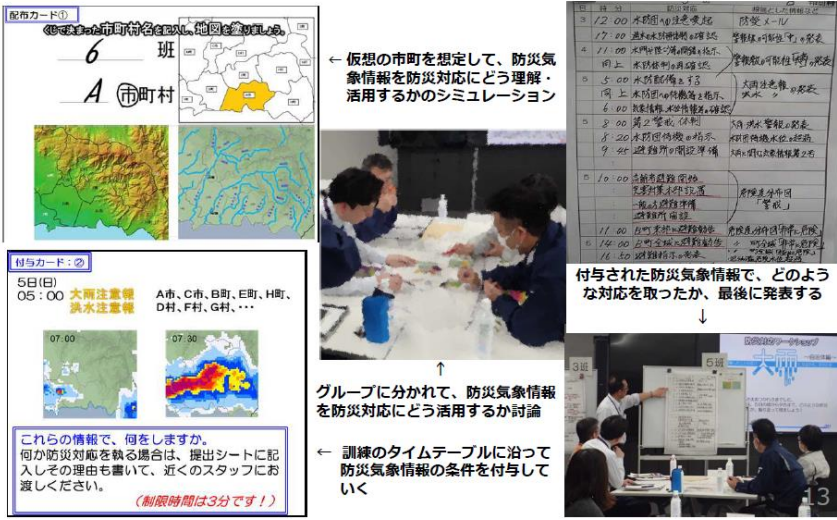
# ③住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組

## ○ 防災ワークショップの実施

気象台から発表される防災気象情報をもとに、どのような対応を取るべきかをシミュレーションを行い、自治体職員についても、防災対応力向上や防災意識の啓発を図っています。

### 訓練プログラム『気象防災ワークショップ』

気象台から発表（提供）される防災気象情報を活用し、災害リスクを読み解く力を付けていただくことを目的とした大雨防災対応シミュレーションゲーム



配布カード①  
6班  
A市町村

← 仮想の市町を想定して、防災気象情報を防災対応にどう理解・活用するかシミュレーション

付与された防災気象情報で、どのような対応を取ったか、最後に発表する

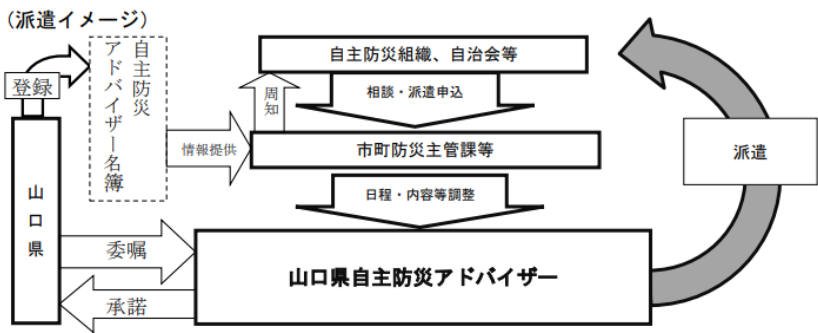
グループに分かれて、防災気象情報を防災対応にどう活用するか討論

← 訓練のタイムテーブルに沿って防災気象情報の条件を付与していく

（制限時間は3分です！）

## ○ 自主防災アドバイザーの養成・派遣

地域における災害対応力の向上を図るため、自主防災組織等への指導・助言を行えるスキルとノウハウを備えた「自主防災アドバイザー」を養成・派遣し、自主防災組織等が実施する研修・訓練等への支援を行っています。



▲山口県自主防災アドバイザー制度



▲山口県自主防災アドバイザー養成研修

## ○ ダムに関する理解の向上

「森と湖に親しむ旬間」の一環としてダム見学会を実施し、ダムの機能や効果、役割について説明を行い、ダムに関する知識を深めていただいています。



▲見学会のイメージ

# ③住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組

## ■住民等の的確な避難行動を促すための河川防災情報の周知方法の検討

- ▶ 防災・災害情報の発信に係る県民の認知度の向上に努めたほか、関係機関、報道機関等と連携し、わかりやすく精度の高い情報の発信や伝達の迅速化を図った。
- ▶ また、警報・注意報等の防災情報に係る精度の向上や改善を図った。

### 河川監視カメラによる河川水位情報の提供

R5年度整備予定  
末武川(末武)

洪水時の監視体制の強化を図り、住民等の的確な避難行動を促すことを期待し、河川監視カメラの整備を進め、より分かりやすい河川情報の発信に努めています。

#### 河川監視カメラの概要

- ・ 静止画の撮影に特化し、ズームや首振り機能を削減した低コストなカメラ
- ・ 住民の避難行動を促すリアリティのある画像をリアルタイムに提供

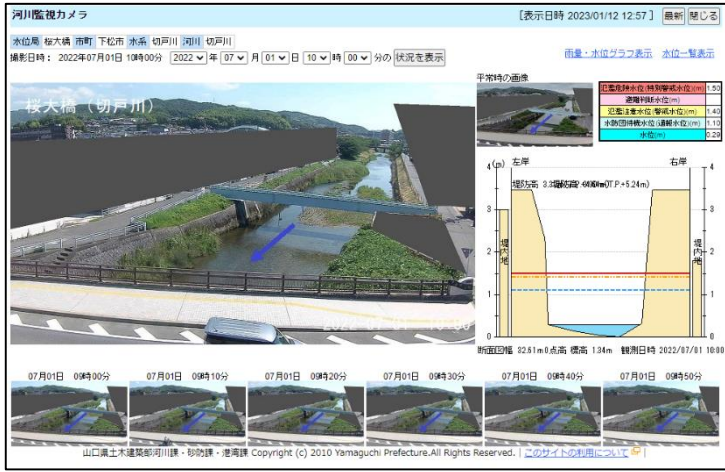


洪水時

R3.8.14(臥龍橋)



▲河川監視カメラ



出典：山口県土木防災情報システム

▲河川監視カメラの画像表示の例

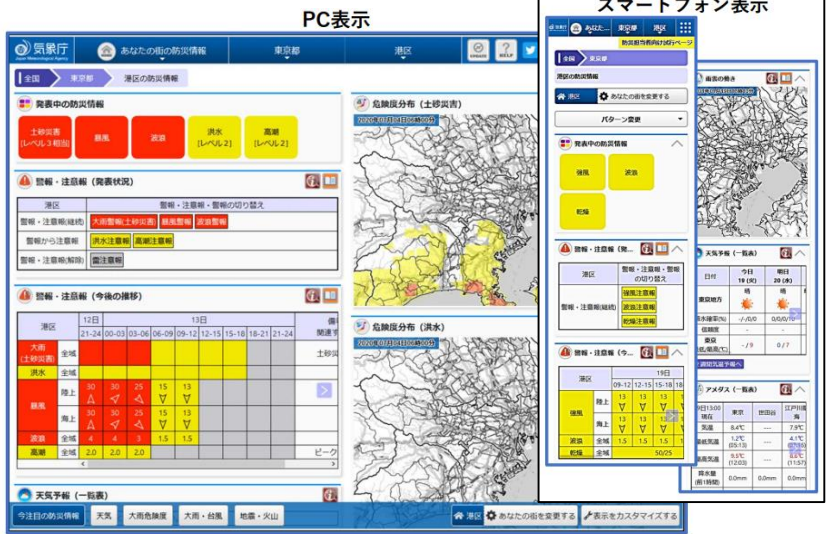
# ③住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組

## よりわかりやすい情報発信方法の検討や幅広い周知

住民等の的確な避難行動を促すため、よりわかりやすい情報発信に努めています。

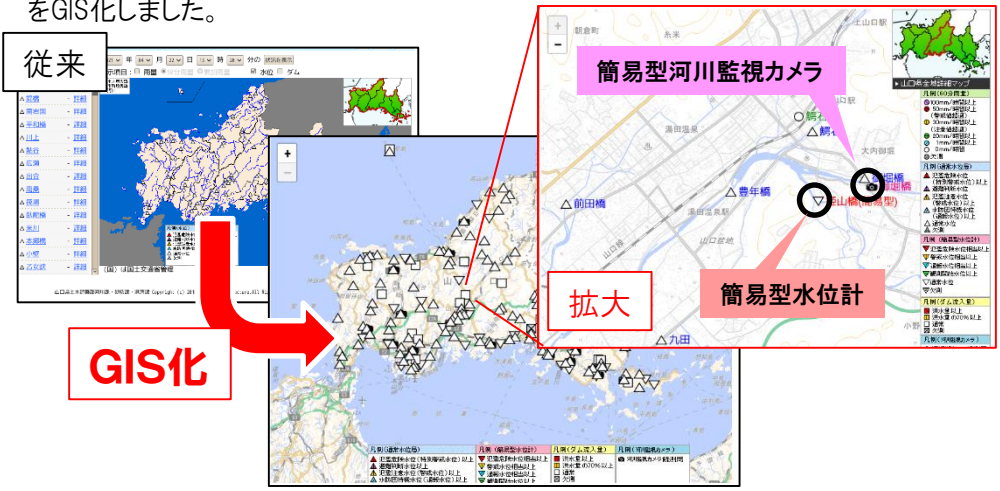
### ○ 気象庁ホームページのリニューアル

様々な防災気象情報が一つのページで見やすく確認できるようになったほか、スマートフォンでも見やすくなりました。



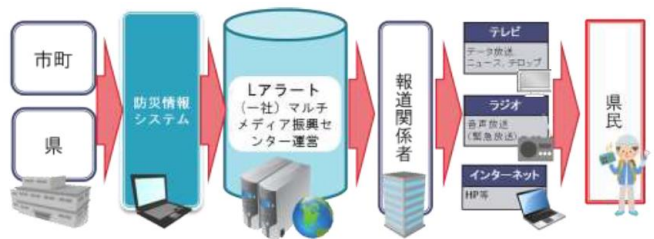
### ○ 山口県土木防災情報システムの改修

簡易型水位計や河川監視カメラの導入による観測箇所の増に併せて、地図情報をGIS化しました。



### ○ 防災やまぐちの周知

県内市町の避難指示等の発令状況や避難所の開設状況、気象情報などの防災関連情報を集約し、県民向けに発信する「防災やまぐち」の認知度向上を図っています。



▲ 防災やまぐち

# ③住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組

## 防災気象情報の発表方法の改善や精度向上

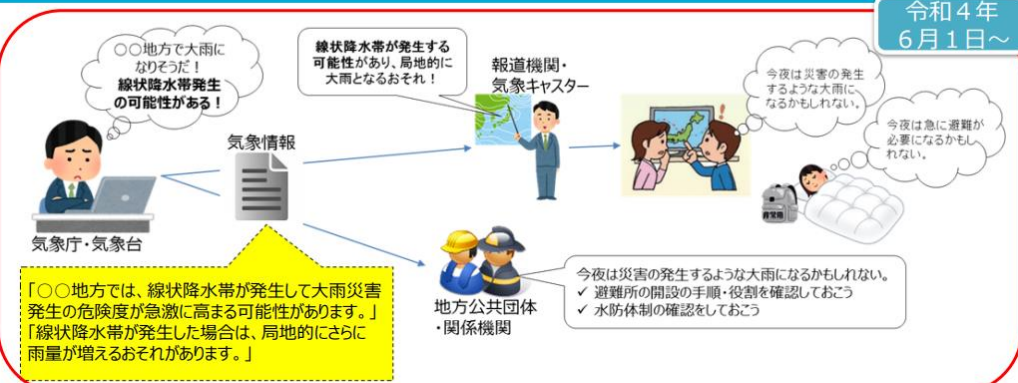
大雨警報・注意報、洪水警報・注意報の基準の見直しや、キキクル等の精度向上に取り組んでいます。また、自治体防災担当者向けの勉強会や、報道機関向けの広報活動を実施し、防災気象情報の理解促進を図っています。

### ○ 「線状降水帯」による大雨の可能性の呼びかけ

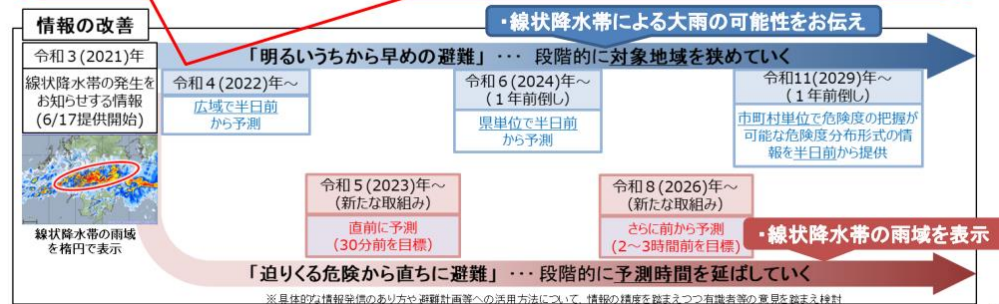
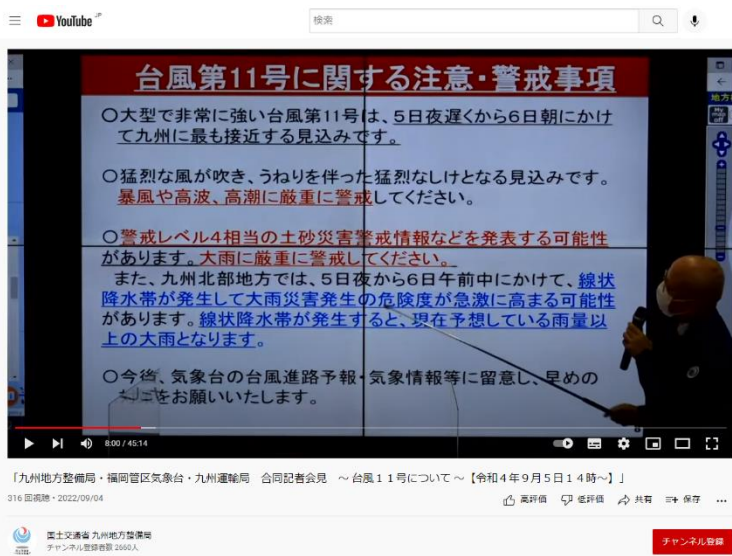
線状降水帯が発生すると、災害発生危険度が急激に高まることもあるため、「線状降水帯」というキーワードを使った呼びかけを開始しました。また、令和4年6月1日からは線状降水帯の発生の予測を開始し、「九州北部」など大まかな地域を対象に半日前から情報の提供を行っており、今後も、段階的に精度向上を図ることとしています。

### 「線状降水帯」による大雨の可能性を半日前からお伝えします

国土交通省  
令和4年  
6月1日～



大雨災害に対する危機感を国民ひとりひとり早めに伝え、ハザードマップの確認など、災害への備えを促します



▲記者会見の様子

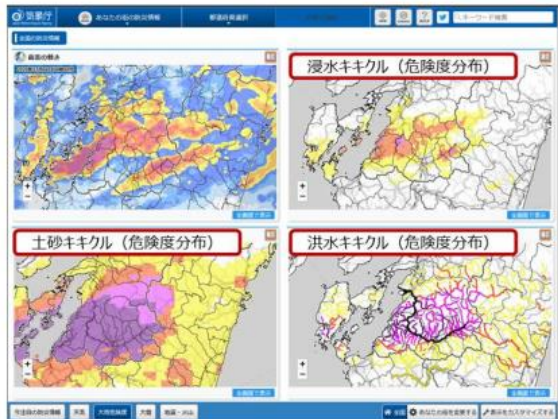
# ③住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組

## ○ キキクル(危険度分布)の広報・普及促進

「危険度分布」の愛称を公募し、「キキクル」に決定しました。精度向上に取り組むとともに、いざというときの自主的な避難の判断に活用していただけるよう、認知度の向上に努めています。



長官会見で決定した愛称を発表



## ○ 警報・注意報の精度向上

大雨警報・注意報、洪水警報・注意報の基準の定期的見直しや除外格子の設定を進め、精度の向上に努めています。

### 大雨特別警報（浸水害）の指標の改善

令和4年 6月30日～ 国土交通省

**<改善のポイント> 警戒レベル5相当の状況に一層適合させるよう、災害発生との結びつきが強い「指数」を用いて大雨特別警報（浸水害）の新たな基準値を設定。**

**<改善前の課題>**  
 大雨特別警報（浸水害）を発表したが多大な被害までは生じなかった事例が多みられる（例：平成26年8月の三重県の大雨事例、平成26年9月の北海道の大雨事例、平成29年7月の島根県の大雨事例）。  
 また、多大な被害が発生したにもかかわらず、大雨特別警報（浸水害）の発表に至らなかった事例もみられる。

特別警報の指標に用いる基準値	大規模な浸水害を高い確度で適中させるよう指標、基準値を設定	
	中小河川氾濫に起因する大規模な浸水害を適中させるように <b>流域雨量指数</b> の指標、基準値を設定	内水氾濫に起因する大規模な浸水害を適中させるように <b>表面雨量指数</b> の指標、基準値を設定

洪水キキクル「災害切迫」(黒)の判定に用いる。      浸水キキクル「災害切迫」(黒)の判定に用いる。

- ✓ 大雨特別警報（浸水害）の対象地域を大幅に絞り込んだ発表が見込まれる。
- ✓ 島しょ部など狭い地域への発表も可能となる。
- ✓ 警戒レベル5相当の情報としての信頼度を高め、住民や自治体等の防災対応を強力に支援。



# 下松地域の減災に係る取組方針 (見え消し版)

平成30年3月26日

令和〇年〇月〇日

下松地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会

## 1 はじめに

平成27年9月の関東・東北豪雨では、施設の能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。~~今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念される。~~

こうした背景から、国土交通省では、施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、全国の直轄河川を対象として、減災に向けたハード、ソフト対策を一体的、総合的、計画的に進められているとされているとされた。

~~このような中、国土交通省では~~また、平成28年8月以降立て続けに東日本を襲った台風に伴う豪雨災害により、中小河川においても甚大な被害が発生したことを踏まえ、水害から命を守る「水防災意識社会」の再構築に向けた取組をさらに加速させ、全ての地域において取組を推進していく必要があるとされた。

~~さらに、本県では~~も、平成21年、22年、25年、26年にと豪雨による甚大な浸水被害を受けており、県管理河川においても、水防災意識社会の再構築に向けた取組を推進していく必要がある。

こうしたことから、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進するため、下松市、下関地方气象台及び山口県からなる「下松地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」）を平成29年5月17日に設立した。

その後、水防法の改正により、「都道府県大規模氾濫減災協議会制度」が創設されたことに伴い、本協議会は、平成30年3月26日に水防法に基づく協議会に移行した。

本協議会では、~~下松地域において~~施設では防ぎきれない大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」を目指すべく、「情報伝達、避難等に関する取組」、「効果的な水防活動に向けた取組」及び「住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組」を3本の柱として、各構成機関が一体的・計画的に取り組む事項について検討を進め、ソフト対策に係る事項を「下松地域の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」）として取りまとめたうえ、減災に向けた対策を推進してきた。

また、近年は、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、これまでの「水防災意識社会」の再構築に向けた取組をさらに一歩進め、流域全体のあらゆる関係者が協働して行う持続可能な治水対策、「流域治水」への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会の形成を目指すことが求められている。

本協議会は、今後引き続き、各構成機関が連携して減災に係る取組を推進し、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識を高めていくこととする。

なお、本取組方針は、本協議会規約第 6 条に基づき作成したものである。

## 2 本協議会の構成機関及び委員

本協議会は、下松市、下関地方気象台、山口県で構成（以下「構成機関」という。）し、委員は以下のとおりである。

（委員） 下松市長  
          気象庁 福岡管区気象台 下関地方気象台長  
          山口県 総務部 理事（危機管理担当）  
          〃 土木建築部 周南土木建築事務所長

### 3 下松地域の概要と主な課題

下松市は、山口県南東部に位置し、東は光市と周南市、北と西は周南市に境を接して瀬戸内海に臨んでいる。平野部には海岸線から工業地域、商業地域、住宅地域の順で土地利用がなされ、丘陵部や山間部は農林業の用途に供されている。

市内の交通網は、主要幹線道路として、国道2号及び国道188号が市域を東西に走り、山陽本線及び岩徳線などの鉄道やバス路線などの公共交通網が形成されている。

本地域を流れる河川は、二級河川の切戸川水系切戸川・吉原川及び切山川、平田川水系平田川、末武川水系末武川及び坂本川、玉鶴川水系玉鶴川がある。

本地域における課題としては、平野部に人口、工場などが集中しており、ひとたび洪水等が発生した場合、甚大な被害が発生する恐れがあり、住民生活に多大な影響をもたらすことが予想される。

## 4 現在の取組状況及び課題

下松地域における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題を抽出後、整理を行った。

### 情報伝達、避難等に関する取組 (1/2)

項目	各機関の現状	各機関の課題	整理番号
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの設定 確認	基準水位に達した旨の情報を発信	県・市相互の情報共有が必要	1
	防災行動とその実施主体を時系列で整理したタイムラインを作成・運用	タイムラインを作成し、防災行動の可視化・円滑化を図る関係機関で共有するとともに、時点修正等を適切に行うことが必要	2
	避難指示等の発令判断に資する情報の迅速な伝達・共有を図るため、ホットラインを運用	迅速な情報伝達を図られるよう、ホットラインの適切な運用が必要	3
避難勧告等の発令基準	避難勧告の基準となるマニュアルを作成・運用  ホットラインの運用により情報を伝達・共有(試行中、市より助言を求められた場合にも対応)	想定し得る最大規模の降雨を前提とした避難勧告等の判断基準の見直し及び迅速な情報伝達が必要	3
避難計画など住民等の避難体制	想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域図を基に避難所等を指定しており、計画降雨を前提としたハザードマップ等により周知	想定し得る最大規模の降雨を前提とした中小河川等における洪水浸水想定区域図を基にハザードマップの見直し・公表の指定が必要	4
	避難所看板の設置や更新等を実施	ハザードマップの作成や見直しにあわせ、避難所等の検討や案内看板等による周知が必要	5

	要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等について周知	要配慮者利用施設の避難対策の検討や個別避難計画の作成が必要	6
	率先避難・呼びかけ避難の推進について周知	地域住民による自主的な避難体制づくりを推進することが必要	7
住民等への避難情報の伝達の体制や方法	防災情報システム、防災行政無線、登録制メール、ホームページ、コミュニティFM、SNS、報道機関等による情報伝達を実施を活用し、避難情報発令や避難所開設等の各種防災情報を提供	よりわかりやすい情報発信や幅広い周知、情報伝達の迅速化を図るとともに、各種情報伝達手段の認知度向上が必要	7 8
	氾濫危険水位等に基づく避難勧告指示等を発令する場合は、防災行政無線等により周知	水害リスクが高い区域にある要配慮者利用施設への情報伝達方法の見直しが必要	8 9
	機能強化した山口県総合防災情報ネットワークシステムを活用し、避難発令情報や避難所開設等の各種防災情報を提供	防災・災害情報を発信する「防災やまぐち」について、県民の認知度の向上が必要	9 10
	住民の取るべき行動を5段階の警戒レベルにより提供	自主的な避難行動を判断するための参考となる「警戒レベル相当情報」等の理解の促進が必要	

※令和3年5月20日から、避難勧告は廃止され、避難指示に一本化  
効果的な水防活動に向けた取組

項目	各機関の現状	各機関の課題	整理番号
河川水位等に係る情報提供	水防警報等の水位情報を提供（防災システム、防災メール等）	よりわかりやすい情報発信や幅広い周知、情報伝達の迅速化が必要	10 11

	簡易型水位計、河川監視カメラを導入		
河川巡視	<p>治水上の影響に応じた区間に区分し、巡視頻度等を定め、定期的な河川巡視を実施</p> <p>出水後は緊急巡視等を実施</p>	河川巡視や重要水防箇所の情報提供・共有を進める継続的に実施することが必要	11 12
水防資機材の整備状況	<p>水防倉庫等に水防資機材を備蓄</p> <p>水防計画において、水防資機材の保管位置や備蓄量を情報共有</p>	水防活動を円滑に行うため、水防資機材の保管位置や備蓄量の継続的な情報共有が必要	12 13
庁舎等の水害時における状況		—水害時においても業務を継続して行うための検討が必要	13

住民等への水害リスク情報の周知、防災学習に関する取組

項目	各機関の現状	各機関の課題	整理番号
リスクの周知	<p>水位周知河川において、計画降雨を前提とした洪水浸水想定区域図・ハザードマップを作成・公表</p> <p>水害履歴の調査・整理を行い、関係機関で共有</p> <p>報道機関等を通じた警報・注意報等の情報伝達を実施</p>	<p>水位周知河川に指定されていない中小河川等において想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域図・ハザードマップの見直し作成・公表が必要</p>	14
		<p>水位周知河川に指定されていない中小河川における水害リスク情報の把握・周知についても検討が必要</p>	15



	<p>特別警報の呼びかけ方法や、警報・注意報の発表基準等の改善を実施</p>	<p>よりわかりやすい情報発信や幅広い周知、情報伝達の迅速化が必要</p>	<p>16 15</p>
	<p>気象庁ウェブサイトによる洪水キキクル警報の（危険度分布）の提供基準等の改善や民間事業者と連携した通知サービスを導入</p>	<p>警報・注意報等の防災気象情報の発表について方法の改善や、精度の向上について、継続的に検討することが必要</p>	<p>16</p>
		<p>中小河川等における洪水災害発生の危険度の高まりを把握するため、洪水キキクル警報の（危険度分布）に利用している流域雨量指数の理解促進及び危険度と河川水位の比較検証について、より一層の周知が必要</p>	<p>17</p>
<p>防災意識の啓発活動</p>	<p>防災をテーマとした講演やAR（拡張現実）機器を活用した防災体験学習等を実施</p> <p>—また、自主防災組織の活性化を目的としたアドバイザー養成研修や県民を対象とした防災シンポジウムを開催</p> <p>自主防災アドバイザーの派遣や職員による出前講座、自主防災組織研修を実施</p> <p>過去の被害を取りまとめた「災害教訓事例集」を改定</p> <p>「やまぐち防災学習館」等のWebサイトで、防災学習に活用できる資</p>	<p>水防災意識社会の再構築に向け、さらなる意識啓発に向けた取組が必要</p> <p>—想定し得る最大規模の降雨を前提としたハザードマップの公表に当たっては、住民等の的確な避難行動を促すための取組が必要</p>	<p>18</p>
		<p>関係機関や教育機関等が連携した防災学習の一層の充実が必要</p>	<p>19</p>

	<p>料を公開</p> <p>小中学生を対象に「避難カード」を配布</p> <p>下松市において、防災に関する各種情報をまとめた「下松市防災ガイドブック」を改訂し、全戸配布</p> <p>気象台において、教育機関と連携した防災学習や自治体職員の防災対応力向上を図るためのワークショップ等を実施</p>		
--	--	--	--

## 5 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動等を実施し、各構成機関が連携して達成すべき減災目標は以下のとおりである。

河川整備計画等に位置づけた河川整備を着実に推進し、事業効果の早期発現を図りつつ、施設では防ぎきれない大規模水害に対し、各構成機関が連携して県管理河川の河川特性を踏まえたソフト対策に取り組み、「逃げ遅れゼロ」を目指す。

### ○ ~~5年間で達成すべき減災目標~~

~~県政の運営方針である『元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン』\*に掲げた、「災害に強い県づくり推進プロジェクト」を実行するとともに、河川整備計画等に位置づけた河川整備を着実に推進し事業効果の早期発現を図りつつ、施設では防ぎきれない大規模水害に対し、下松市、下関地方气象台及び山口県が連携して県管理河川の河川特性を踏まえたソフト対策に取り組み、「逃げ遅れゼロ」を目指す。~~

~~※現在は、新たな県政運営の指針として『やまぐち維新プラン』を策定済~~

### ○ 目標達成に向けた3本柱の取組

- 1 情報伝達、避難等に関する取組
- 2 効果的な水防活動に向けた取組
- 3 住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組

### ○ 目標を達成するための取組項目

- 1 情報伝達、避難等に関する取組
  - (1) 洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの設定**確認**
  - ~~(2) 避難勧告等の発令判断を担う責任者（市長、総務部長等）と土木建築事務所長が直接情報を伝達、共有する体制の構築（ホットライン）~~
  - (2) 想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域の指定、周知と避難対策の強化
  - (3) 住民等への避難情報の伝達体制の強化水位周知河川に指定していない中小河川における水害リスク情報（過去の水害と流域内雨量の整理等）の充実

※令和3年5月20日から、避難勧告は廃止され、避難指示に一本化

2 効果的な水防活動に向けた取組

- (1) 水防資機材の情報共有及び相互支援方法の確認
- (2) 洪水に対しリスクが高い区間（各河川の重要水防箇所等）の情報共有
- ~~(3) 庁舎等の浸水に備えた業務継続計画の検討~~

3 住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組

- (1) 要配慮者利用施設の管理者に対する説明等
- (2) 出前講座等を活用した河川防災情報の周知 **防災意識の啓発**
- (3) 住民等の的確な避難行動を促すための河川防災情報の周知 ~~方法の検討~~

## 6 おおむね5年で実施する取組

施設では防ぎきれない大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」を目的に、~~とした~~各構成機関の取組項目・目標時期については、以下のとおりである。

### 情報伝達、避難等に関する取組

項目	対応	整理番号への対応	目標年度	取組主体
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの設定 <b>確認</b>	<p>タイムラインの作成により、防災活動の可視化・円滑化を図る。</p> <p>洪水対応や訓練等により課題が見つかった場合等、必要に応じて「タイムライン」を検証、改訂する。</p> <p>河川の状況や気象情報等を迅速に伝達、共有するための「ホットライン」を適切に運用する。</p>	1, 2, 73	30～ 継続	全体
避難勧告等の発令判断を担う責任者（市長、総務部長等）と土木建築事務所長が直接情報を伝達、共有する体制（ホットライン）の構築	<p>—ホットラインの本格運用により、情報伝達、情報共有の強化を図る。</p>	3	30	県、市
想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域の指定、周知と避難対策の強化	<p>—想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域・ハザードマップの見直し・公表を行うとともに、<b>水位周知河川に指定していない中小河川等においても洪水浸水想定区域を指定するとともに、避難所等の見直しを行うなど、避難対策の強化を図る。</b></p>	3, 4, 5, 6, 8, 14	30～ R3～	県、市

	要配慮者利用施設における避難確保計画や個別避難計画の作成等を促進し、避難の実効性確保に努める。	6	継続	県、市
	自主防災組織の育成や活動の支援等により、地域住民の自主的な避難行動等を促進し、避難体制の強化を図る。	7	継続	県、市
住民等への避難情報の伝達体制の強化	登録制メール等の多様な情報伝達手段について普及・啓発等を図る。	8, 9	継続	全体
	住民等の的確な避難行動を促す各種防災情報をわかりやすく周知し、理解の向上を図る。	8, 10	継続	全体
水位周知河川に指定していない中小河川における水害リスク情報(過去の水害と流域内雨量の整理等)の充実	—過去の水害履歴等の把握に努めるとともに、把握した水害リスク情報の周知を行う。—	15	30～	県、市

※令和3年5月20日から、避難勧告は廃止され、避難指示に一本化

#### 効果的な水防活動に向けた取組

項目	対応	整理番号への対応	目標年度	取組主体
水防資機材の情報共有及び相互支援方法の確認	水防倉庫の位置の周知や備蓄量等の情報共有により、水防活動の円滑化を図る。	<del>12</del> 13	30 継続	県、市
洪水に対しリスクが高い区間(各河川の重要水防箇所等)の情報共有	河川巡視や重要水防箇所の情報をあらかじめ共有するとともに、リアルタイムの水位情報の共有に	11, 12	30 継続	県、市

	より、水防活動の円滑化を図る。			
庁舎等の浸水に備えた業務継続計画の検討	庁舎等の浸水に備えた業務継続計画を検討する。	13	31～	県、市

住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組

項目	対応	整理番号への対応	目標年度	取組主体
要配慮者利用施設の管理者に対する説明等	管理者への水害リスク情報の周知に努め、水防法改正に伴う義務的な対応について指導する。	6, 8, 9	30～ 継続	県、市
出前講座等を活用した河川防災情報の周知 防災意識の啓発	関係機関、教育機関と連携し、広報活動の推進や防災学習等の一層の充実を図る。	7, 18, 19	30～ 継続	全体
住民等の的確な避難行動を促すための河川防災情報の周知方法の検討	洪水浸水想定区域図やハザードマップを作成・公表するなど、中小河川等における水害リスク情報の充実化を図る。	4, 14	R3～	県、市
	避難行動のきっかけとなる河川水位情報等の充実化や、防災情報伝達手段の普及・啓発等を図る。	8, 11	継続	全体
	関係機関、報道機関等と連携し、わかりやすく精度の高い情報の発信や伝達の迅速化を図る。	9, 10, 15, 16, 17	30～ 継続	全体

## 7 フォローアップ

原則、本協議会を出水期前に開催することで、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針の見直しや取組内容の改善など、継続的なフォローアップを行うこととする。